

# 北海道ヒグマ管理計画(第2期)

## 案

計画期間:令和4年(2022年)4月1日~令和9年(2027年)3月31日

【改定:令和〇年〇月〇日】

北 海 道



## 目次

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的及び背景	1
(1) 目的	1
(2) 背景	1
① 人とヒグマの歴史	1
② 渡島半島地域ヒグマ保護管理計画(任意計画)	1
③ 北海道ヒグマ保護管理計画(任意計画)	2
④ 北海道ヒグマ管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)の策定	2
⑤ クマ類の指定管理鳥獣の指定	3
⑥ 知床世界自然遺産地域における取組	3
⑦ 各市町村の取組	3
(3) ヒグマの生態	3
2 管理すべき鳥獣の種類	4
3 計画の期間	4
4 管理が行われるべき区域	4
(1) 対象地域	4
(2) 地域区分	4
5 計画の位置づけ	5
6 現状	5
(1) 全道域の現状	5
① 生息状況	5
② 人身被害	6
③ 農業被害	6
④ 捕獲数	6
(2) 各地域の状況	7
① 渡島半島地域	7
② 積丹・恵庭地域	7
③ 天塩・増毛地域	7
④ 道東・宗谷地域	8
⑤ 日高・夕張地域	8

### 第2章 管理の推進

1 管理の目標	9
(1) 目標	9
(2) 評価指標	9
① 人身被害抑制指標	9
② 人里への出没、農業被害減少指標	9
③ 地域個体群の存続指標	9
④ あつれき評価指標	9
2 数の調整に関する事項	9
3 目標達成のための方策	10
(1) 人身被害防止、人里への出没抑制、農業被害の軽減のための方策	11
① 問題個体を発生させないための取組(防除対策の推進)	11
ア 人身被害の防止	11
(ア) 山野における防除対策	11
(イ) 市街地・人里への出没対策	11
(ウ) 人身被害が発生した時の対応	11
(エ) 市街地出没、人身被害等が発生した時の注意報、警報等の発出	11
イ 農業被害の防止	11
(ア) 電気柵の導入促進	12
(イ) 農地周辺の刈払い及び侵入経路の管理	12
(ウ) 誘引物の適正管理の推進	12
② 出没個体の有害性に応じた判断	12
ア 有害性の段階判断	12
イ 有害性の段階に応じた対応方針	12
ウ 問題個体の排除、行動改善	12
エ ヒグマ出没時の対応方針	12
オ 市街地等出没時緊急対応判断	13
③ 問題個体数の動向把握	13

(2) ゾーニング管理の推進	14
(3) 個体数管理	14
① 総捕獲数管理	14
ア 3種類の管理水準(個体数指数)	14
(ア) 共存水準(個体数指数=X)	14
(イ) 予防水準(個体数指数=b)	14
(ウ) 許容下限水準(個体数指数=c)	14
イ 4段階の管理措置	14
(ア) あつれき低減措置( $X \leq$ 個体数指数)	14
(イ) 通常措置( $b \leq$ 個体数指数 $< X$ )	15
(ウ) 個体数回復措置( $c \leq$ 個体数指数 $< b$ )	15
(エ) 緊急保護措置(個体数指数 $< c$ )	15
② 地域個体群存続のための措置	15
ア 指数管理における個体数水準の考え方	15
イ 地域別の捕獲上限数の設定	16
ウ 管理方法	16
(ア) 通常措置における捕獲の自粛要請	16
(イ) 個体数回復措置	16
(ウ) 緊急保護措置	16
(エ) 非捕殺的手段の検討	16
③ あつれきを低減させるための措置	17
ア 個体数管理の実施	17
(ア) 目指す個体数水準	17
(イ) 達成時期	17
(ウ) 捕獲目標	17
イ 管理方法	17
ウ 春期管理捕獲の推進	18
(4) 調査研究とモニタリング	18
(5) ヒグマ管理に係る専門人材の育成・確保	18
① 適正な管理を担う人材の育成・確保	18
ア 専門的な知見を有する職員の育成・確保	18
イ 捕獲従事者の育成・確保	19
ウ 社会への理解促進	19
エ 教育機関等との連携	19
② 目指すべき体制の検討	19
(6) 生息環境管理	19
(7) ヒグマについての正しい知識の普及啓発	19

### 第3章 計画の実施に向けて

1 被害防止対策	20
2 モニタリング等の調査研究	20
3 計画の実施体制	20
(1) 地域連絡協議会	20
(2) 北海道ヒグマ保護管理検討会	20
(3) 各主体に期待される役割と連携	20
ア 北海道	20
イ 調査研究機関	21
ウ 市町村	21
エ 捕獲従事者	21
オ 農業関係団体等	21
カ その他の機関との連携	21
(4) 知床半島ヒグマ管理計画など地域管理計画との連携	21
4 錯誤捕獲の防止	21
5 捕獲資源の有効活用	21
(1) 捕獲資源としての活用	22
(2) 捕獲個体及びその部位等の活用	22
6 合意形成	22
7 事業実施計画の策定	22
8 計画の進行管理	22
9 計画の見直し	22

## 第 1 章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の目的及び背景

#### (1) 目的

人とヒグマとのあつれきを低減するため、ヒグマとの緊張感のある共存関係の構築を目指し、科学的かつ計画的な保護管理により、「ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減」並びに「ヒグマ地域個体群の存続」を図る。

#### (2) 背景

##### ① 人とヒグマの歴史

国内では北海道のみに生息する日本最大の陸棲哺乳類であるヒグマは、北海道の豊かな自然を代表する野生動物(象徴種)として道民共有の財産であり、生態系においては、植物および動物(シカやサケ・マスなど)を捕食する消費者として食物連鎖の上位に位置し、生存するために広い生息地を必要とするアンブレラ種ともされる。

北海道の先住民であるアイヌの人々にとって、ヒグマはキムンカムイ(山の神)として畏敬と畏怖の対象であり、また、資源としても貴重な肉をもたらす特別な存在であった。

開拓時代以降は、人や家畜、農作物に被害を与える害獣及び潜在的な被害への恐怖の対象として積極的に捕獲される一方、狩猟獣資源としても有効に活用されてきた。

昭和 37 年(1962 年)に発生した十勝岳大噴火による降灰の影響等によりヒグマによる人身・家畜及び農作物に甚大な被害が生じたため、昭和 38 年(1963 年)から「ヒグマ捕獲奨励事業」を開始するとともに、昭和 41 年(1966 年)からは、ヒグマの駆除を積極的に進めるため、捕獲の容易な残雪期の許可捕獲による駆除事業「春グマ駆除」を開始した。その結果、昭和 50 年代(1975 年代)以降、人身・家畜等の被害の減少と共に捕獲数も減少した。また、道内人口が増えるにつれて低標高域の森林は耕地や宅地となり、生息域が分断、縮小されるなど生息環境が悪化したこともあり、地域によっては個体数の顕著な減少が懸念されたことから、平成元年度(1989 年度)をもって春グマ駆除は廃止された。

現在、環境省のレッドリストに「石狩西部のエゾヒグマ(1991 年)」(5 ページ 表 1 の「②積丹・恵庭地域」に該当)及び「天塩・増毛地方のエゾヒグマ(2007 年)」(5 ページ 表 1 の「③天塩・増毛地域」に該当)が、絶滅のおそれのある地域個体群(LP)として選定されている。(ここでいうエゾヒグマ(*Ursus arctos yezoensis*)は、本計画のヒグマ(*Ursus arctos*)と同義)

春グマ駆除廃止以降、北海道では保護に重心を置いた施策を実施してきた結果、個体数は増加傾向にあると考えられる。また、銃器による捕獲圧を緩めたことが一因と考えられる、人への警戒心が希薄なヒグマが、札幌市などの都市部やその周辺地域に頻繁に出没することが、ここ数年の間に道内各地で繰り返されるようになり、人身事故も引き続き発生しているなど、人とヒグマのあつれきはかつてないほどに高まっており、人口減少などによる社会構造の変化の中で、人とヒグマとの緊張感のある共存関係の構築を目指すにあたっては、生息環境や餌資源といった自然環境の視点だけではなく、街づくりや土地利用のあり方といった社会環境の視点からも、管理手法の検討を進める必要がある。特に近年は、風力発電など再生可能エネルギー施設の建設用地として、ヒグマの本来の生息環境である森林を比較的まとまった面積で改変するケースが出てきており、ヒグマへの影響が懸念されている。

##### ② 渡島半島地域ヒグマ保護管理計画(任意計画)

道は、北海道の生物多様性の観点から、ヒグマを生態系の構成要素として重要な存在であり、将来にわたりその健全な地域個体群の存続を図る必要があるものと位置付けている。そして、特にヒグマの生息域と人の活動域が近接し、人とヒグマとのあつれき発生頻度の高い渡島半島地域において、あつれきを軽減するとともに、地域住民の安全とヒグマの地域個体群の存続を両立するため、平成 12 年度(2000 年度)に「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」を策定した。さらに、計画期間中の成果に基づき必要な改訂を加えた「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画(第 2 期)」を平成 22 年度(2010 年度)に策定し、渡島半島地域のヒグマ地域個体群の保護管理に取り組んできた。

### ③ 北海道ヒグマ保護管理計画(任意計画)

渡島半島地域では保護管理計画に基づく取組により一定の成果が認められた一方、渡島半島地域以外の地域においても、人とヒグマとのあつれきは深刻な問題となってきた。北海道全体の農業被害額は、平成 9 年度(1997 年度)に初めて 1 億円を超えた後も増加を続け、平成 22 年度(2010 年度)には 1 億 9,000 万円に達した。また、捕獲数も増加を続け、平成 10 年度(1998 年度)は 299 頭であったが、平成 23 年度(2011 年度)には記録が残る昭和 30 年度(1955 年度)以降では 2 番目に多い 826 頭にまで達した。

さらに、近年になって、それまでは稀であった市街地への出没が多発するなど、あつれきの質の変化も見られるようになってきた。このような人とヒグマとのあつれきの広域化及び深刻化を受け、渡島半島地域だけでなく、全道で計画的なヒグマの保護管理を行う必要性が高まってきたことから、平成 25 年度(2013 年度)に渡島半島地域を含む全道域を対象とした「北海道ヒグマ保護管理計画」(任意計画)を策定し、人とヒグマとのあつれきの低減を図りながら地域個体群の存続のため取組を行ってきた。

### ④ 北海道ヒグマ管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)の策定

#### 【第1期計画 計画期間:平成 29 年(2017 年)4 月～令和 4 年(2022 年)3 月】

道では、これまでの調査やモニタリングで科学的データが蓄積されたことから、平成 27 年(2015 年)12 月これらのデータを用いた計算機実験(以下「コンピュータシミュレーション」という。)を行い、ヒグマの生息数を推定し公表した。これにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)第 7 条の 2 第 1 項に基づく、第二種特定鳥獣管理計画の策定事項である生息数の適正な水準に関する事項を定めることができるようになった。また、任意計画である北海道ヒグマ保護管理計画は平成 29 年(2017 年)3 月までを計画期間としていることから、新たに鳥獣保護管理法に基づく、ヒグマの管理に関する計画として策定した。

同計画では、人とヒグマとのあつれきを低減するため、ヒグマとの緊張感のある共存関係を構築し、科学的かつ計画的な保護管理により、「ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減」並びに「ヒグマ地域個体群の存続」を図ることを目的として、順応的管理(※)の考え方に基づき、専門家の意見等も参考にし、毎年度「事業実施計画」を定めるとともに、その実施結果を検証しながら目的の達成に向けた道民への幅広い周知啓発、ヒグマの有害性に基づく対応、さらには科学的な知見に基づく捕獲上限頭数管理など、各種取組を関係機関と連携しながら取り組んできた。

(※)順応的管理とは、個体数等が非定常で不確実である野生動物等について、現状に基づいて管理政策を進め、個体数の変遷を監視し、結果を見てから方策を変えていく管理手法。

#### 【第2期計画 計画期間:令和 4 年(2022 年)4 月～令和 9 年(2027 年)3 月】

道では、過去の調査やモニタリングで蓄積された科学的データをはじめ、令和 2 年度(2020 年度)に実施した生息密度調査で収集したデータを用いた個体数推定を行い(別冊参考資料編参照)、これらの情報をはじめ、第 1 期計画期間中に得られた成果や明らかにされた課題等に基づき必要な改訂を加えた「北海道ヒグマ管理計画(第 2 期)」を策定し、引き続き管理計画の目標達成に向けた取組を関係機関の協力のもと進めていくこととした。

一方で、第 1 期計画中においてもヒグマによる人身被害は毎年発生しており、令和 3 年度(2021 年度)には昭和 37 年度(1962 年度)以降、最多の人身被害者数を記録、また農業被害についても年々増加するなど、それらの減少に向けて、取り組むべき課題が多数残されていることに加え、自然環境や社会状況の変化の中において、近年、従来の対策では対応が困難な市街地に出没するヒグマが急増、人とのあつれきが深刻化し社会問題化するなど、新たな課題等も顕在化してきたことから、ヒグマ地域個体群の存続を図りつつ人とのあつれき低減を図るために、既存の対策の強化に加え、個体数管理の手法や被害対策などの最新の自然科学や社会科学の知見をもとに、ICT 等最新技術の活用も見据えるなど、常に柔軟に変化に適応しながら出没の抑制から出没時の対応まで総合的な対応を一層強化して取り組んできた。

これらの取組に加え、人とヒグマとのあつれきが急激に高まっている現状を踏まえて、新たに具体的なあつれき低減のための施策を実施するために、計画期間中の令和 6 年度に計画の一部を改定することとした。

### ⑤ クマ類の指定管理鳥獣の指定

国では、鳥獣保護管理法の規定に基づき、希少鳥獣以外で、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を、「指定管理鳥獣」として指定することとしている。

近年、ヒグマを含むクマ類の分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人とのあつれきが深刻化しており、今後も、クマ類の分布の拡大地域では個体数のさらなる増加が見込まれ、これに伴い、人の生活圏での人身被害が増加するおそれがあることから、都道府県及び広域協議会による集中的かつ広域的な管理を支援するため、環境省は令和6年(2024年)4月16日、鳥獣保護管理法施行規則の一部を改正し、ヒグマを含むクマ類(四国の個体群を除く)を、指定管理鳥獣に追加した。

指定管理鳥獣に指定された鳥獣については、都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定することで、この計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができるようになり、実施する取組に対して必要な経費の一部を国が支援する。

### ⑥ 知床世界自然遺産地域における取組

知床世界自然遺産地域及び隣接する地域におけるヒグマ対策を統一的に推進するため、環境省、林野庁、北海道、斜里町及び羅臼町による「知床半島ヒグマ保護管理方針」を平成24年3月に策定し、地域住民の生活や産業を守り、利用者の安全と良質な自然体験の場を確保しながら、サケ科魚類等の捕食を通じて知床半島の海域と陸域の生態系の物質循環に貢献するヒグマについて、その生態及び個体群を持続的に維持することを目的とする先進的かつ総合的な保護管理対策を展開してきた。本方針は平成29年(2017年)3月までを計画期間としていたことから、これまでの実施結果及びヒグマを取り巻く状況の変化等を踏まえ、実施主体として新たに標津町を加え、平成29年(2017年)4月を始期とする「知床半島ヒグマ管理計画」が策定。

同計画の終了に伴い、令和4年(2022年)4月を始期とする「第2期知床半島ヒグマ管理計画」を策定し、第1期計画の総括等を踏まえた新たな目標を設定したほか、管理の方策の見直しを行い、関係機関と継続的な地域管理を行う。

### ⑦ 各市町村の取組

いくつかの市町村では、独自にヒグマ管理のための計画を定めており、これらと連携した取組を行っていく必要がある。

## (3) ヒグマの生態

ヒグマは食肉目クマ科の一種で、北半球のツンドラ、森林地帯から砂漠にいたる広い範囲に分布しており、日本ではその亜種エゾヒグマが北海道のみに分布する。北海道のヒグマの主要生息地は、低山の落葉広葉樹林や針広混交林であり、餌資源となる果実や種子を生産する落葉広葉樹や高茎草本の存在が生息地にとって重要と考えられている。

3月下旬から4月下旬頃にかけて冬眠から覚め、活動を始める。妊娠したメスは、冬眠中に1頭から3頭の子を出産する。子は出生後に母親と行動をともにしたあと、生まれた次の年の夏頃に親と離れることが多い。交尾期である4月下旬から7月上旬にかけて、オスの成獣は発情したメスを探して広い範囲を行動する。秋になると、次の冬眠にそなえて体脂肪を蓄積するために大量の食物を摂取する。そして、11月下旬から12月中旬にかけて再び冬眠に入る。

行動圏は地域や個体による差が大きく、また、餌資源の豊凶の影響も受けるが、オスで数十 km<sup>2</sup>～1,000km<sup>2</sup> を越える場合もあり、メスで数 km<sup>2</sup>～数十 km<sup>2</sup> と、オスの方が広い範囲を行動する。雌雄ともに行動圏は他の個体と重複し、縄張りはみられない。

食性は植物質を中心とする雑食性であり、春から夏にかけては草本類を、秋には果実類(ドングリやヤマブドウなど)を主に食べる。晩夏は採食に適した草本類が減少する一方で、果実類が熟すにはまだ早い時期であるため、それらに代わる天然の餌資源がない場合、ちょうどこの時期に成熟している農作物をヒグマが採食し、あつれきを引き起こすという現象が生じていると考えられている。

近年においては、特に道央から道東地域において、増加したエゾシカの捕獲個体の不要部位や幼獣を利

用する個体が存在し、冬期間に狩猟で捕獲されたエゾシカを横取りする個体も目撃されている。エゾシカのように質が高い採食資源を大量に利用できることで、ヒグマの死亡率低下や繁殖率増加が予想される一方、その利用場所が人の活動圏に近い場合は捕獲されやすくなり、死亡率増加の可能性もある。また、知床では、エゾシカとヒグマが採食資源の草本類を巡り競争関係にあり、エゾシカの高密度生息地域では、森林生態系でヒグマの利用可能な草本類が減少し、それ以外の採食資源量低下が重なると、極度の貧栄養状態の個体が観察されている。ヒグマの置かれた状況は、エゾシカをはじめとする種間関係や生態系全体を俯瞰した考察に留意する必要がある。

なお、道内のヒグマの遺伝的変異に関しては、遺伝子レベル(ミトコンドリア DNA)の分析により、次の3つの遺伝的クラスターに分けられることが示されている。



## 2 管理すべき鳥獣の種類

本計画の対象鳥獣は、北海道に生息する野生のヒグマ(*Ursus arctos*)とする。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、第13次鳥獣保護管理事業計画との整合を図り、令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

## 4 管理が行われるべき区域

### (1) 対象地域

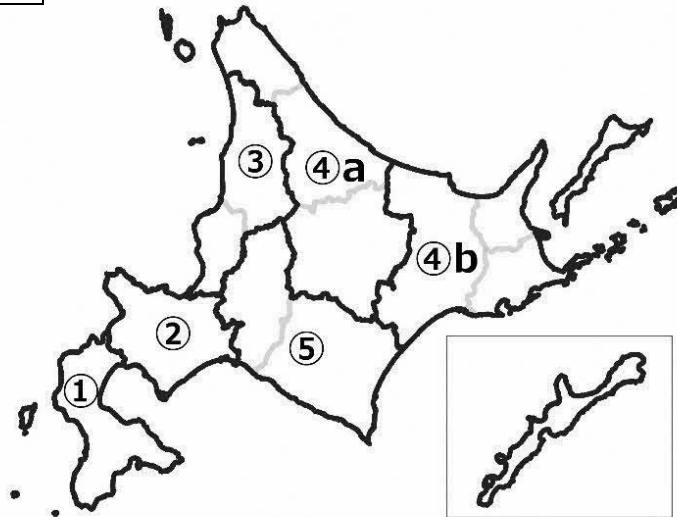
本計画の対象地域は、北海道全域とし、対象地域には国指定の鳥獣保護区を含むものとする。

### (2) 地域区分

現在のヒグマの分布には市街地などの空白域が存在しており、その空白域によってヒグマの個体群を次の5つの地域個体群に区分(道東・宗谷地域は西部と東部に分割)して保護管理を実施する。



## 地域個体群



【表 1 計画対象地域の地域区分の概要】(別冊参考資料編参照)

地域個体群	関係振興局
①渡島半島地域	後志総合振興局の一部、渡島総合振興局の全域、檜山振興局の全域
②積丹・恵庭地域	石狩振興局の一部、後志総合振興局の一部、胆振総合振興局の一部
③天塩・増毛地域	空知総合振興局の一部、石狩振興局の一部、上川総合振興局の一部、留萌振興局の全域
④道東・宗谷地域 (a 西部、b 東部)	上川総合振興局の一部、宗谷総合振興局の全域、オホーツク総合振興局の全域、十勝総合振興局の一部、釧路総合振興局の全域、根室振興局の全域
⑤日高・夕張地域	空知総合振興局の一部、胆振総合振興局の一部、日高振興局の全域、上川総合振興局の一部、十勝総合振興局の一部

※ ④道東・宗谷地域のうち、知床世界自然遺産地域及び隣接する地域(斜里町、羅臼町、標津町)については、同地域関係機関が本計画の地域計画として策定した「知床半島ヒグマ管理計画」に則り管理する。

## 5 計画の位置づけ

本計画は、鳥獣保護管理法第7条の2第1項に基づく第二種特定鳥獣管理計画とする。

なお、クマ類の指定管理鳥獣の指定を受け、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合に必要な「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」は、本計画とは別に定める。

## 6 現状

### (1) 全道域の現状

#### ① 生息状況

ヒグマは、「行動範囲が広い」、「子連れの母グマを除き基本的に単独で行動する」、「人目を避ける」などの生物学的特性をもち、また、エゾシカなどと比較して生息密度が低いことから観察が容易ではなく、正確な個体数やその動向を把握することが極めて難しい野生動物である。

その様な状況の下で、狩猟者を対象とする2回のアンケート調査結果に基づく全道の推定生息数は、平成12年度の取りまとめでは約1,800~3,600頭(調査は平成4年~8年)、平成24年度が約2,200~6,500頭となり、狩猟者の印象からは、近年、ヒグマの個体数は増加している可能性が示唆された。

また、昭和53年(1978年)以降、これまでに4回実施した分布調査の結果、昭和53年(1978年)頃か

ら平成初期にかけてヒグマの生息域は縮小傾向が続いたが、その後は歯止めがかかり、横ばいかわずかながら拡大の傾向を示していることが推測された。

平成 27 年(2015 年)12 月、これまでのモニタリングや調査で蓄積された科学的データ(雌雄別捕獲数、出産数及び出産間隔、生存率、生息密度、痕跡発見率など)を用いたコンピュータシミュレーションに基づき、5 つの地域個体群を地域単位(日高・夕張はさらに細区分)とした、平成 2 年度から平成 24 年度までの 23 年間の毎年の個体数を推定した。

令和 4 年(2022 年)の新たに実施したヘア・トラップ調査等の結果を用いたコンピュータシミュレーションでは、平成 2 年(1990 年)の中央値(以下同じ)が 5,300 頭(90%信用区間 3,900 頭~7,000 頭)、平成 26 年(2014 年)が 10,500 頭(90%信用区間 6,600 頭~16,000 頭)、令和 4 年(2022 年)が 12,200 頭(90%信用区間 6,300 頭~21,300 頭)と推定され、引き続き個体数は増加傾向にあると考えられる。

※「90%信用区間」とは、ベイズ統計による生息数推定の結果、「真の値が 90%の確率で存在する区間」を示す。

## ② 人身被害

被害者の活動別データの残る昭和 37 年(1962 年)から令和 6 年(2024 年)3 月末までの間に 177 人(1 年当たり 2.85 人)がヒグマによる人身被害を受けており、うち 59 人(1 年当たり 0.95 人)が死亡している。被害者の活動別にみると、最も多いのがヒグマの狩猟や許可捕獲の際に逆襲に遭ったもので、全体の 37% (66 人)を占めている。狩猟者以外の一般人の被害で最も多いのは、山菜採りやキノコ狩りの際に発生したもので、全体の 24%(42 人)を占める。

近年でも狩猟や許可捕獲に伴う被害は継続して発生しているが、それ以外は山菜・キノコ狩りも含め、様々な活動中に事故に遭っている傾向が見られる。

また、令和 3 年(2021 年)6 月には札幌市東区の市街地中心部にまでヒグマが侵入し、4 人の方々的人身被害に遭うなど、同年度は 9 件 14 人(死者 4 人、負傷 10 人)の人身被害が発生し、昭和 37 年(1962 年)以降最多となった。

## ③ 農業被害

農業被害額は昭和 40 年代後半から現在にかけて増加傾向が続いており、昭和 50 年代後半に 5,000 万円、平成 9 年度(1997 年度)には 1 億円を超え、平成 30 年度(2018 年度)には 2 億 2,800 万円に達した。

令和 4 年度(2022 年度)の被害額 2 億 7,100 万円について作物別にみると、最も被害額が多いのはデントコーン(48.0%)であり、3 番目に多いスイートコーン(7.4%)と合わせるとコーン類が全体の 6 割弱を占める。2 番目に多いのはビート(18.1%)であり、4 番目は小麦(3.7%)であった。

また、道東など、一部地域では近年、ヒグマによる放牧中の家畜被害(乳牛等)が相次いで発生した。

## ④ 捕獲数

年間捕獲数は、昭和 30 年代に大きく変動した後、昭和 40 年代の約 500~600 頭、昭和 50~60 年代の約 400~500 頭、そして平成の初期の約 200~300 頭へと段階的に減少した。しかし、それ以降は増加傾向が続いており、近年は 800 頭前後で推移し、令和 3 年度(2021 年度)には 1,000 頭を超え最多となった。

捕獲数に占める許可捕獲の割合は、昭和 30 年代の約 50%から増加し、昭和 40 年代半ばから昭和 50 年代初期には 70%を超えピークとなったが、その後、平成初期の約 40%にまで一度低下した。しかし、その後は上昇を続け、近年は約 95%が許可捕獲となっている。

なお、平成 2 年度(1990 年度)以降の捕獲数の増加は、個体数の増加や、問題個体といわれる農作物を食害することを学習した個体の増加や人の存在を恐れず人の生活圏に隣接した地域に出没する個体などが増加していることなどが原因として考えられている。

平成 13 年度(2001 年度)から令和 4 年度(2022 年度)までの捕獲に係る比率は、区分別では許可捕獲が 88%に対して狩猟が 12%、雌雄別ではオスが 67%に対してメスが 33%、許可捕獲のうち猟法別では、わなと銃がそれぞれ 49%と 51%と同程度の割合となっている。

(2) 各地域の状況

各地域における推定生息数、被害状況、捕獲数の概況は次のとおりである。

① 渡島半島地域

推定生息数(頭)	あつれき状況	
	被害	捕獲数
・平成 2 年(1990 年)時点 940 頭 (90%信用区間 760~1,150) ・平成 26 年(2014 年)時点 2,000 頭 (90%信用区間 1,280~2,980) ・令和 4 年(2022 年)時点 2,430 頭 (90%信用区間 1,270~4,230)	(人身被害:昭和 37 年度(1962 年度)以降) 件数: 35 件 死傷者数:40 人(内死亡 15 人) (農業被害額) 平成 13 年度(2001 年度)を除き 1,500 万円以下で、平成 15 年度(2003 年度)以降は緩やかな減少傾向で推移するも平成 26 年度(2014 年度)以降は徐々に増加傾向に転じ、令和 3 年度(2021 年度)には、4,400 万円に上った。	平成 13 年度(2001 年度)以降の年間捕獲数は 72~217 頭と年による差が大きいが、平成 28 年度(2016 年度)以降は、毎年度 150 頭を超え、令和 2 年度(2020 年度)には 217 頭に達した。 平成 13 年度(2001 年度)から令和 4 年度(2022 年度)までの捕獲に係る比率は、区分別は許可捕獲が 94%(全道 88%)、許可捕獲の猟法別はわなが 54%(全道 50%)と全道平均より高いが、雌雄別はオスが 67%(全道 67%)と全道平均と同様である。

② 積丹・恵庭地域

推定生息数(頭)	あつれき状況	
	被害	捕獲数
平成 2 年(1990 年)時点 190 頭(90%信用区間 110~320) 平成 26 年(2014 年)時点 620 頭(90%信用区間 320~1,060) 令和 4 年(2022 年)時点 810 頭(90%信用区間 380~1,500)	(人身被害:昭和 37 年度(1962 年度)以降) 件数: 10 件 死傷者数:18 人(内死亡 6 人) (農業被害額) 農業被害額は 100~300 万円台の年が多いが、数年おきに高い年が出現しており、令和元年度(2019 年度)には 1,200 万円に上っている。	平成 22 年度(2010 年度)までは、ほぼ毎年 10 頭未満で推移していたが、平成 23 年度(2011 年度)には 20 頭を超え、その後は徐々に増加し、令和 3 年度(2021 年度)には 47 頭に達した。 平成 13 年度(2001 年度)から令和 4 年度(2022 年度)までの捕獲に係る比率は、区分別は許可捕獲が 87%(全道 88%)と全道より若干低いが、雌雄別はオスが 74%(全道 67%)、許可捕獲の猟法別はわなが 65%(全道 50%)と全道平均より高めである。

なお、本地域個体群は、環境省のレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群(LP)」に選定されている。

③ 天塩・増毛地域

推定生息数(頭)	あつれき状況	
	被害	捕獲数
平成 2 年(1990 年)時点 190 頭(90%信用区間 100~330) 平成 26 年(2014 年)時点 690 頭(90%信用区間 350~1,190) 令和 4 年(2022 年)時点 930 頭(90%信用区間 450~1,690)	(人身被害:昭和 37 年度(1962 年度)以降) 件数: 7 件 死傷者数:7 人(内死亡 1 人) (農業被害額) 農業被害額は概ね 200 万円以下であり、被害がない年もみられたが、令和元年度(2019 年度)から 200 万円を超過して増加を続けており、令和 4 年度(2022 年度)には、700 万円に上った。	平成 18 年度(2006 年度)までは、10 頭未満という低い水準にあったが、徐々に増加傾向がみられ、平成 29 年度(2017 年度)以降は 20 頭以上が捕獲されており、令和 3 年度(2021 年度)には 36 頭に達した。 平成 13 年度(2001 年度)から令和 4 年度(2022 年度)までの捕獲に係る比率は、区分別は許可捕獲が 92%(全道 88%)、許可捕獲の猟法別はわなが 60%(全道 50%)と全道平均より高いが、雌雄別はオスが 67%(全道 67%)とほぼ全道平均と同様である。

なお、本地域個体群は、環境省のレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群(LP)」に選定されている。

④ 道東・宗谷地域

推定生息数(頭)	あつれき状況	
	被害	捕獲数
平成2年(1990年)時点 2,250頭(90%信用区間 1,680~2,930) 平成26年(2014年)時点 3,840頭(90%信用区間 2,650~5,350) 令和4年(2022年)時点 3,540頭(90%信用区間 2,030~5,790)	(人身被害:昭和37年度(1962年度)以降)件数:77件 死傷者数:81人(内死亡25人) (農業被害額) 農業被害額は平成16年度(2004年度)までは約4,000~6,000万円前後で推移。平成17年度(2005年度)以降は平成21年度(2009年度)の1億3,000万円をピークに増加後、徐々に減少し平成25年度(2013年度)には6,100万円まで低下していたが、平成26年度(2014年度)から再び反転し、令和4年度(2022年度)には過去最多の1億9,400万円に上った。 また、道東地域の一部では放牧中の家畜が襲われる被害が相次いで発生した。	平成13年度(2001年度)以降の年間捕獲数は増加傾向にあり、令和3年度(2021年度)には492頭に達した。 平成13年度(2001年度)から令和4年度(2022年度)までの捕獲に係る比率は、区分別は許可捕獲が88%(全道88%)、雌雄別はオスが67%(全道67%)と全道平均と同様であるが、許可捕獲の猟法別は銃が56%(全道50%)と全道平均より高い。

⑤ 日高・夕張地域

推定生息数(頭)	あつれき状況	
	被害	捕獲数
平成2年(1990年)時点 1,690頭(90%信用区間 1,220~2,260) 平成26年(2014年)時点 3,380頭(90%信用区間 1,950~5,420) 令和4年(2022年)時点 4,460頭(90%信用区間 2,140~8,150)	(人身被害:昭和37年度(1962年度)以降)件数:27件 死傷者数:31人(内死亡12人) (農業被害額) 農業被害額は概ね2,000~5,000万円程度で推移しているが、数年に一度6,000万円を超える年があったが、平成22年度(2010年度)に過去最多の7,100万円に増加して以降は、5,000万円以下の年が概ね続いている。	平成22年度(2010年度)までは概ね100~150頭/年で推移してきたが、平成23年度(2011年度)から2年連続で200頭を超えて以降は200頭前後で推移しており、令和3年度(2021年度)には294頭に達した。 平成13年度(2001年度)から令和4年度(2022年度)までの捕獲に係る比率は、区分別は許可捕獲が85%(全道88%)、雌雄別はオスが65%(全道67%)と全道平均よりやや低く、許可捕獲の猟法別はわなが54%(全道50%)と全道平均より若干高い。

## 第2章 管理の推進

### 1 管理の目標

本計画の目的「ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減」並びに「ヒグマ地域個体群の存続」を達成するため、計画の目標及びその達成状況の評価のための指標を、次のとおり設定する。

#### (1) 目標

- ① 人がヒグマについての正しい知識を持ち適切な行動を取ることや問題個体(※)の発生抑制と捕獲により、人身被害の発生を可能な限りゼロにするとともに、人里への出没及び農業被害の発生を現状より減少させる。

(※)「問題個体」とは

人を恐れず人家付近などに頻繁に出没する個体や農作物に被害を与えるなど人間活動に実害を及ぼす個体、人に積極的につきまとう個体(13 ページ 表 2 出没した個体の有害性の段階と対応方針の概要 段階 1～3)

- ② 各地域個体群の個体数指数を、予防水準(絶滅のおそれが高まることを予防する水準(400 頭)＝後述 14 ページ)以下には下げない。
- ③ 各地域個体群の個体数指数が、「共存水準(人とヒグマのあつれきが社会問題になっていなかった、又は現状よりもあつれきを低下させることが期待できる、過去の一定時期の個体数水準＝後述 14～15 ページ)」よりも高い位置にあると評価された場合、捕獲目標を設定した個体数管理により、個体数指数を「共存水準」の範囲内に収める。

#### (2) 評価指標

##### ① 人身被害抑制指標

人身被害発生件数を指標とするが、全体件数のみではなく、併せて発生時の状況や原因(有害性の高い問題個体(段階 3)によるもの、入林時の注意事項を守らない行動による偶発的なものなど)、発生場所(市街地やその周辺、山野など)ごとの事故発生件数も指標として評価を行う。

##### ② 人里への出没、農業被害減少指標

問題個体の出現頻度は、あつれき(特に農業被害及び人里への出没)の程度の指標となることから、市町村等からの出没情報に基づき問題個体数を推定し、それを指標とした評価を行う。また、被害件数や被害金額など農業被害発生状況などについても指標として活用する。

##### ③ 地域個体群の存続指標

地域個体群の絶滅を回避するため総捕獲数管理により総捕獲数と痕跡調査による発見頻度を指標として、地域個体群の絶滅を回避できているか評価する。

##### ④ あつれき評価指標

あつれき低減を目的に個体数管理を含む各種方策に取り組むため、各方策の効果を検証する上で、地域ごとにあつれきの状況の評価ができるよう、検討を行う。

なお、検討に当たっては、上記①～③に加え、あつれきの評価指標を検討するため、市町村や鳥獣保護監視員の現状認識、地域関係者からの聞き取り、問題個体数の推計など補完的なデータを収集する。

### 2 数の調整に関する事項

ヒグマはエゾシカとは異なり、人とのあつれきの多くは、学習によってゴミや農作物などに執着した、いわゆる問題個体に起因するものであり、個体数を減らしても問題個体を排除しない限りあつれきは継続するため、問題個体を特定して排除することで、地域個体群を存続しながらあつれきの抑制を図ることを基本としつつ、あつれきが高まり続けている現状を踏まえ、第2期計画当初で可能性やあり方を検討するとしていた個体数調整に

よる新たな管理を、「あつれきを低減させるための措置(17～18 ページ 3(3)③参照)」に導入する。この場合であっても、問題個体を優先的に排除する必要が生じることから、引き続き、問題個体の推定や検証手法について確立するとともに、個体数が少ないにもかかわらず問題個体が発生し続けるといった、地域個体群を存続するうえで危機的な状態に陥ることのないよう、排除対象となる新たな問題個体を生まないための「防除」の取組を推進する。

なお、市街地出没、人命に危害が及ぶ可能性があるなどのいわゆる緊急事態発生時などは、これまでどおり、問題個体の発生、出没状況を判断し排除を優先する。

また、今回新たに導入する個体数管理は、あつれき低減の一手段であることから、人の生活圏に隣接した地域や市街地への出没や農業被害など、あつれきの実態を評価する手法を確立するとともに、地域ごとに個体群やあつれきの状況についてモニタリングを行い、最新の科学的・社会学的データを収集し、専門家の意見等を十分に踏まえつつ、本計画の目的に沿った個体数管理が適切に行われているか評価していくことが重要となる。

### 3 目標達成のための方策

人とヒグマとのあつれきの低減(ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制、農業被害の軽減)と地域個体群の存続を図るためには、人がヒグマについて正しい知識を持ち、問題個体を発生させないための取組を行うことが重要である。

また、あつれきの低減と地域個体群の保全を図るため、ゾーニング管理を推進するとともに、個体数管理を行うこととする。

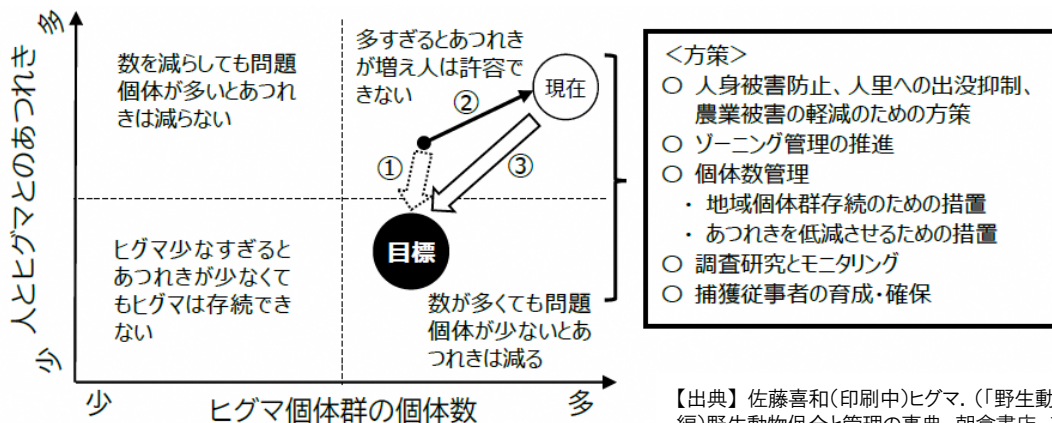
ゾーニング管理は、関係者と協力のもと、生息地の保全や防除、捕獲などの対策を、同時に進める必要があるほか、個体数管理は、人里周辺の森林に生息する個体を中心に捕獲を強化し、ゾーニングと併せて人とヒグマとの空間的すみ分けを図るなど、あつれき低減に効果的な方法で実施する必要がある。

野生動物の管理は常に不確実性が伴うことを前提に、地域ごとに、あつれきや推定生息数の変化をモニタリングしながら、最新の科学的、社会学的データの評価を行い、生息状況に照らして、個体数管理の捕獲目標を含む各方策の取組を見直すなど、地域個体群の存続とあつれき低減の両立に向けた順応的管理を進めていく必要がある。

さらに、問題個体の捕獲やあつれき低減のための個体数管理を推進するためには、その担い手となる捕獲従事者の育成・確保が重要であり、それらの捕獲の必要性についても、広く社会に理解を求めていく必要がある。

なお、個体数が増加し、あつれきが高まっている現状は、下図の②にあると考えており、今後さらにあつれきの高まることが懸念されることから、個体数管理も含めた様々な方策で、あつれき低減(下図③)を目指すこととする。

【図「ヒグマ個体群の個体数」と「人とヒグマとのあつれき」の関係】



＜凡例＞

- ① これまで: 問題個体を捕獲し、あつれきを減らす方策を実施。
- ② 現 状: 個体数は増加を続け、あつれきも高まっている状態。
- ③ 今 後: あつれきが社会問題となっていないかつ頃の水準まで個体数管理を行い、あつれきの低減を目指す。

各方策として実施する取組は、次のとおり。

(1) 人身被害防止、人里への出没抑制、農業被害の軽減のための方策

人とヒグマのあつれきの軽減には、ゴミや農作物の管理を徹底し新たな問題個体を発生させない取組と問題個体を選択的かつ的確に排除する個体管理の取組及びヒグマに対する正しい知識の浸透が重要である。

① 問題個体を発生させないための取組(防除対策の推進)

ア 人身被害の防止

人身被害は、「山野での人身被害」と「市街地・人里での人身被害」に大別して防止対策を実施する。

また、被害を防止するための基本的な情報は、対象者の年齢や社会的属性などに応じて、的確な内容を伝達する必要があることから、学校教育や企業活動などとの連携を通じ、様々な機会とわかりやすい啓発資材・プログラムの活用を図る(19 ページ 3(7)参照)。

(ア) 山野における防除対策

関係機関と連携して次の取組等を実施することにより、入山者等に自己防衛のための危険回避意識の醸成を図る。

- a 山野でヒグマに出遭わないための基本的ルール、ヒグマの基本的な生態などについて、パンフレットや広報誌、インターネット等の各種媒体を通じて周知する。
- b 様々な媒体を活用し、ヒグマの出没情報について広く周知を図る。
- c 特に山野への入込が増える春と秋の年2回、「ヒグマ注意特別期間」を設定し、普及啓発の強化を図る。

(イ) 市街地・人里への出没対策

近年の市街地・人里へのヒグマ出没の増加傾向を踏まえ、次の取組等を実施する。

- a ヒグマが市街地・人里に出没した際に、適切かつ迅速な情報周知と注意喚起を図るとともに、関係機関が連携し、被害の発生又は被害の拡大防止のための必要な手段を講じる。

また、平時からヒグマが市街地等に出没した場合を想定し、定期的に出没時対応の実地訓練を実施するなど、地域対応力の強化を進めるとともに、身近な場所でもヒグマに遭遇する危険がある事を前提に、パンフレットや広報誌、インターネット等の各種媒体を通じて、日常生活でヒグマとの関わりが少ないと考えている都市部住民も含め、広く道民への正しい知識の普及啓発を図る。

- b ヒグマを人家近くに誘引するおそれのある、家庭や事業活動による屋外にて製造される食品(干し魚など)や発生した廃棄物の適正管理・処理の徹底、放置果樹の除去や人家近くの畑の作付け見直し等についての普及啓発を図る。
- c ヒグマの秋の出没と関連していると考えられる堅果類等の実なり状況について調査し、その結果の公表とあわせ、ヒグマ出没のおそれについて、広く注意を喚起し、被害防止の徹底を図る。
- d 市街地・人里への移動経路として河畔林や防風林など帯状の緑地帯が利用されている場合、その緑地に本来期待されている機能の発揮と生物多様性の保全に配慮しつつ、関係法令の取り扱いを踏まえ、関係者の合意のもと、下草の刈り払いや伐採による移動経路の遮断等地域の実情に応じた方策を講じ、ヒグマの侵入防止を図る。

(ウ) 人身被害が発生した時の対応

人身被害が発生した場合は、関係機関と連携し、速やかに発生現場の検証を行い、体毛等の遺伝子試料を回収するなどして加害個体の特定を行うなど、二次被害の発生防止に努める。

また、被害発生時の状況などの把握に努め、予防対策の資料として活用を図る。

(エ) 市街地出没、人身被害等が発生した時の注意報、警報等の発出

道内において、ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した時に、事前に定めた基準を満たした場合、道民や来道者に対してヒグマ出没に係る注意喚起を行い、さらなる人身被害を防止することなどを目的に、注意報及び警報等の発出を行う。

イ 農業被害の防止

(ア) 電気柵の導入促進

ヒグマの農地への侵入防止に高い効果があることが実証されている電気柵について、適切な設置や維持管理の方法、事業の進め方及び各種補助事業に関する情報提供を通じて、国の交付金等を活用した、地域における電気柵導入の促進を図る。

特に、コーン類の被害が顕著であることから、積極的な設置について働きかける。

(イ) 農地周辺の刈払い及び侵入経路の管理

農地と森林の境界を刈り払い、緩衝帯を造成することで、ヒグマの農地への侵入を抑制し、作業者の安全を確保できることが実証されていることから、その結果や事業の進め方、各種補助事業に関する情報提供を通じて、国の交付金等を活用した、地域における緩衝帯導入の促進を図る。

また、農地への移動経路として河畔林や防風林など帯状の緑地帯が利用されている場合、その緑地に本来期待されている機能の発揮と生物多様性の保全に配慮しつつ、関係法令の取り扱いを踏まえて、関係者の合意のもと、下草の刈り払いや伐採による移動経路の遮断等地域の実情に応じた方策を講じ、ヒグマの侵入防止を図る。

(ウ) 誘引物の適正管理の推進

規格外農作物や家畜飼料、肥料、家畜の胎盤など畜産廃棄物等の農地周辺での放置は、ヒグマを誘引し、その結果農業被害等を引き起こすおそれがあることから、農業関係団体や市町村と連携し、事業者や農業者に対する適正管理の指導を促進する。

② 出没個体の有害性に応じた判断

ア 有害性の段階判断

出没した個体の行動等から、段階判断フロー等に基づき出没個体の有害性を区分する。

イ 有害性の段階に応じた対応方針

出没した環境を「市街地、集落、人家が多く密集する地域もしくはその周辺部」及び「農耕地」と、ヒグマの本来の生息地である「森林地帯」に区分し、それぞれにおいて上記アで判断した有害性の段階等に応じた方策を実行する。

ウ 問題個体の排除、行動改善

段階 1, 2, 3 の問題個体については、その捕獲に努める。ただし、段階 1, 2 の問題個体については、状況に応じて可能であれば追い払いなどによる行動の改善も促した上で、問題が改善しない場合は速やかに捕獲を行う。

エ ヒグマ出没時の対応方針(別冊参考資料編参照)

上記ア～ウに記載された考え方を基に「ヒグマ出没時の対応方針」を作成、更新し、出没時の対応に活用する。

なお、ゾーニング管理においては、ゾーンごとの管理や対応の基本的な考え方に、有害性の判断や対応方針を取り込むこととするが、その結果、当該対応方針とは異なる区域分けやそれに応じた対応方針などとなる場合がある。



【表 2 出没した個体の有害性の段階と対応方針の概要】(別冊参考資料編参照)

段階	人間に対するヒグマの行動	個体区分	対応方針	
0	人間を恐れて避ける	非問題個体	市街地 農耕地 森林地帯	経過観察 必要に応じ、関係機関への情報提供、人身被害防止措置※1、農業被害防止措置※2
1	人間を恐れず避けない 人家付近、農地に頻繁に出没する 人間を見ても逃げない 人前にたびたび姿を見せる	問題個体	市街地 農耕地	必要に応じ、人身被害防止措置※1、農業被害防止措置※2、追い払い等の対策の実施 出没が継続し、地域の生活や産業活動に支障のある場合は排除 対策を講じても出没が継続する場合は排除
			森林地帯	必要に応じ、人身被害防止措置※1 及び追い払いの実施 出没が継続し、産業活動(山林作業等)に支障がある場合は排除
2	農作物に被害を与えるなど、人間活動に実害をもたらす 生ごみ・廃棄物等につく 農作物・家畜等を食害、破損した	問題個体	市街地 農耕地	必要に応じ、人身被害防止措置※1、農業被害防止措置※2、追い払い等の対策の実施 対象個体の確実な排除
			森林地帯	必要に応じ、人身被害防止措置※1 の実施 入林規制措置 必要に応じ、対象個体の確実な排除
3	人身(攻撃、つきまとい等)、生活への影響	問題個体	市街地	人身被害防止措置※1 の実施 地域の実情を踏まえた上で、可能な程度で追い払い等も検討 (さらに)出没が繰り返され、地域住民の生命・財産、平穏な日常生活に支障が生じた、もしくは生じる恐れがあると判断した時点で対象個体の確実な排除
			農耕地	人身被害防止措置※1 の実施 対象個体の確実な排除
			森林地帯	人身被害防止措置※1 の実施 入林規制措置 対象個体の排除 (※レジャー中の偶発的事故など、積極的な攻撃性が認められない場合などはこの限りではない)

	人身被害防止措置※1	農業被害防止措置※2
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>見回り</li> <li>警察機関への連絡</li> <li>地域住民、事業者、入林者等への周知(情報周知のための看板設置等)</li> <li>誘引物の除去</li> <li>状況に応じて対策本部等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見回り</li> <li>誘引物の除去(農業系廃棄物の撤去、農産物の早期収穫等を含む)</li> <li>電気柵の設置</li> <li>敷地境界の草刈り</li> </ul>

オ 市街地等出没時緊急対応判断

出没地域の特性、出没個体の行動特性、判断主体の対応経験の多寡などから、出没個体の有害性の速やかな判断が困難となる場合が生じる。判断の迷いや遅れが結果的に事態を拡大悪化、対応を長期化させるほか、最悪の場合は人身被害につながる可能性も危惧されることから、市街地等の人家が多く密集する地域においては、一定の条件の下、有害性の判断によらず例外的に緊急対応を行うことができる判断基準を設定する。

なお、緊急対応判断を使用して対応した場合には、事後に詳細な経緯等についての報告を求めるものとし、厳格な運用に努める。

③ 問題個体数の動向把握

問題個体の判断は、ヒグマの行動(人を見て逃げる、ゴミ・農作物に執着するなど)などによる有害性の段階に応じて判断している。同一個体の目撃情報が複数の住民から寄せられたりするため、通報件数だけでは問題個体数を評価することはできない。

このことから、市町村からの出没月日や出没地点、有害性などに関する情報を基に、関係機関が連携の

うえ、問題個体の特定や問題個体数の把握に努めていくこととする。なお、得られたデータは各地域におけるあつれきの指標として活用を図る。

わなによる捕獲については、問題個体以外が捕獲される可能性があることから、問題個体であったかどうかについての検証にも努める。

## (2) ゾーニング管理の推進

人とヒグマの空間的なすみ分けによって、あつれきの低減とヒグマ地域個体群の存続を両立させるため、ヒグマの生息状況や人間活動等を考慮して、ヒグマを保護する「コア生息地」、人間活動を優先する「防除地域・排除地域」、その 2 つのゾーンの間位置する「緩衝帯」を設定し、ゾーンごとに適切な出没時対応や防除などの管理を行う「ゾーニング管理」を推進する。

また、地域の社会環境や自然条件の特性を踏まえ、住民や関係団体等との合意のもとゾーニングを行うことは、地域が適切な対応や対策を進める上での共通認識を持つ有効な手法であり、出没時対応において、判断を迅速かつ的確に実施し、速やかに問題解決を図るためにも重要である。

道は、ゾーニング管理の普及を推進することとし、ゾーニングに当たり、コア生息地については、広域的に連続性を確保する必要があることから、全道を対象として設定し、また、防除地域・排除地域及び緩衝帯については、地域の土地利用等の状況に応じて出没や防除の対応を進める必要があることから、市町村を通じて設定を推進する。

なお、市町村におけるゾーニング設定を推進するため、モデル事業の実施などを通じ得られた情報などをもとに、ガイドラインを作成する。

## (3) 個体数管理

### ① 総捕獲数管理

調査研究及びモニタリングで得られたデータを基に地域個体群ごとに平成 26 年(2014 年)現在の推定生息数を基準(個体数指数 100(=a))とし、あつれき低減のための個体数管理の観点から、管理水準として共存水準(個体数指数=X)を定め、個体数指数がそれよりも高い状態にあると評価された場合は、捕獲目標を設定した「あつれき低減措置」を講ずることとし、一方、地域個体群存続の観点からは、予防水準(個体数指数=b)及び許容下限水準(個体数指数=c)の 2 種類の管理水準を定め、その時点の個体数指数の位置に応じて、3 段階の管理措置のいずれかを講ずることとし、各措置で定める上限捕獲数内で捕獲数を管理する。

なお、生息数の推定値には不確実性があるため、推定精度の向上等によって個体数指数と個体数の対応関係は将来見直される可能性がある。このため、推定生息数の絶対数ではなく、動向の変化を連続して比較できる個体数指数を用いて個体数管理を実施する。

### ア 3 種類の管理水準(個体数指数)

#### (ア) 共存水準(個体数指数=X)

人とヒグマのあつれきが社会問題になっていなかった、又は現状よりもあつれきを低下させることが期待できる、過去の一定時期の個体数指数水準

#### (イ) 予防水準(個体数指数=b)

現在の個体数が表 3 の中央値であるときに、絶滅のおそれが高まることを予防する個体数(400 頭)に対応するとされる個体数指数水準

#### (ウ) 許容下限水準(個体数指数=c)

現在の個体数が表 3 の中央値であるときに、遺伝的多様性の維持及び健全な個体群の存続に必要な個体数(200 頭)に対応するとされる個体数指数水準

### イ 4 段階の管理措置

#### (ア) あつれき低減措置( $X \leq$ 個体数指数)

個体数指数が共存水準を上回り、あつれきの低減を図る必要がある場合は、あつれきの指標や生息数の動向を評価しながら、個体数指数が共存水準の範囲に収まるよう、捕獲目標と達成期間を定めた個

体数管理を実施する。

なお、生息数の推定には不確実性が伴うため、地域個体群ごとに、捕獲状況を把握するとともに、あつれきや推定生息数のモニタリングを行い、科学的、社会学的データに基づき、地域の状況を総合的に評価しながら、毎年度、捕獲目標の見直しを行うこととする。

(イ) 通常措置( $b \leq$  個体数指数  $< X$ )

個体数指数が予防水準以上の場合は、個体数指数が予防水準を下回らないと考えられる年間捕獲上限数を設定し、狩猟及び許可捕獲を合わせた総捕獲数をそれ以下に抑制する。

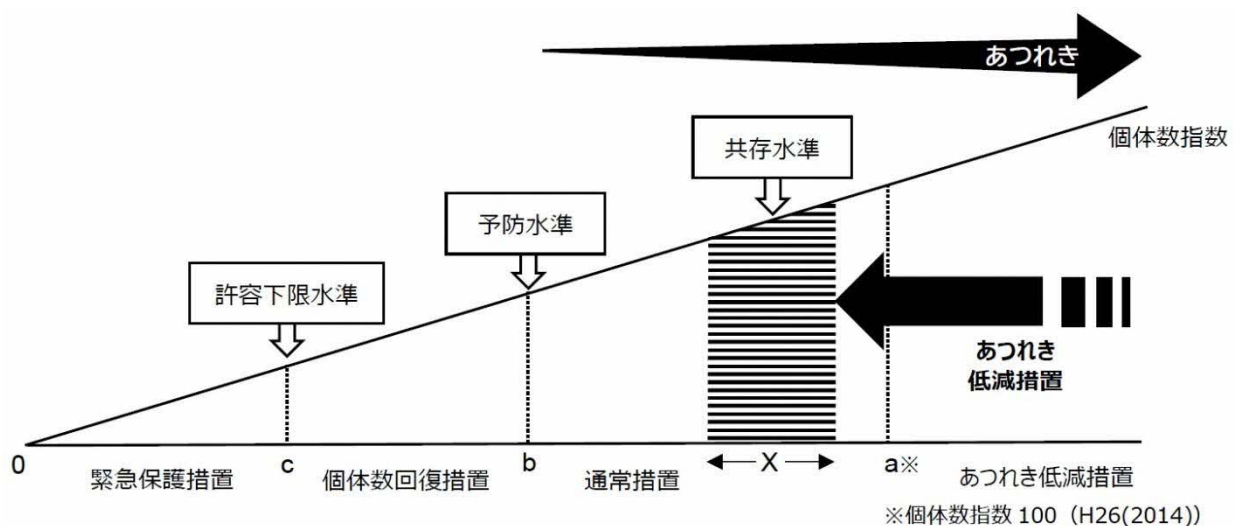
(ウ) 個体数回復措置( $c \leq$  個体数指数  $< b$ )

個体数指数が予防水準と許容下限水準の間にある場合は、個体数の増加が期待できる年間捕獲上限数を設定し、狩猟及び許可捕獲に関する規制や基準を見直すことで総捕獲数をそれ以下に抑制し、個体数の回復を図る。

(エ) 緊急保護措置(個体数指数  $< c$ )

個体数指数が許容下限水準を下回った場合は、地域個体群の絶滅を回避するため、狩猟及び許可捕獲を制限することで総捕獲数を可能な限り抑制する。

【図 管理措置と管理水準の関係】



個体数指数	管理措置	捕獲上限数
$X \leq$ 個体数指数	あつれき低減措置	あつれきの指標や生息数の動向を慎重に評価しながら、あつれきの低減を図る必要がある場合は、あつれきが社会問題となっていなかった頃の個体数水準を目指す
$b \leq$ 個体数指数 $< X$	通常措置	個体数指数が予防水準を下回らないと考えられる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制
$c \leq$ 個体数指数 $< b$	個体数回復措置	個体数の増加が期待できる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制することで、個体数の回復を図る
個体数指数 $< c$	緊急保護措置	地域個体群の絶滅を回避するため、狩猟及び許可捕獲を抑制することで、総捕獲数を可能な限り抑制

② 地域個体群存続のための措置

ア 指数管理における個体数水準の考え方

各地域個体群の絶滅回避のため、それ以下に個体数が減少した場合には回復措置を取る「予防水準」(400 頭)と、それ以下に個体数を減らさないように努める「許容下限水準」(200 頭)の管理上節目となる 2 つの個体数水準を設ける。第 1 期計画において、平成 26 年(2014 年)末時点の地域個体群ごとの満 1 歳以上の個体の推定生息数の指数を 100 として、予防水準、許容下限水準に当たる指数の数値を地域個体群ごとに設定し、指数の動向で個体数管理を実施する。

令和 2 年(2020 年)現在の各地域における、予防水準と許容下限水準の指数は表 3 のようになった。絶

滅のおそれのある地域個体群を含む積丹・恵庭地域、天塩・増毛地域を含め、全ての地域で、生息数推定値の中央値が予防水準を上回った。道東・宗谷地域については、対象面積が広大であることから、西部(大雪山系以北)と東部(阿寒白糠以東)の2つに分けて指数管理を行う。

なお、推定個体数(中央値)は地域個体群ごとに異なることから、これらを指数(現行水準)に置き換えたうえで、地域個体群ごとに予防水準、許容下限水準を算出し、現行水準の動向をモニタリングしながら、許容下限水準以下にならないように管理する。

【表3 令和2年(2020年)末時点の個体数と平成26年(2014年)時点とを100としたときの個体数指数】

地域個体群名	個体数 中央値	指 数		
		現行水準 (a)	予防水準 (b)	許容下限 水準(c)
① 渡島半島	1,840	110	24	12
② 積丹・恵庭	760	127	67	34
③ 天塩・増毛	850	126	59	30
④ 道東・宗谷	3,980	—	—	—
a 西部	2,330	90	15	8
b 東部	1,650	105	25	13
⑤ 日高・夕張	4,260	125	10	5

※ ④道東・宗谷b東部には、知床半島ヒグマ管理計画による対象地域を含む。

※ 上記「個体数中央値」は、令和2年(2020年)末時点で推定した結果による個体数(一位四捨五入)。

#### イ 地域別の捕獲上限数の設定

メスの捕獲が個体群の動向に顕著な影響を与えることから、様々なメスの捕獲数ごとに予測を行った結果、令和2年末から10年経過後の令和13年(2031年)時点における絶滅確率を5%以下とする捕獲上限を定める。堅果類等の豊凶などの環境変動によって捕獲数も年次変動することから、計画期間の5年間のメスの総捕獲数に上限を設けて管理する。

なお、上述のメスの総捕獲数の上限は、毎年実施する生息数推定の結果により見直すことから、計画本編には掲載せず別途作成し、毎年度、北海道ヒグマ保護管理検討会で、評価・見直しを行うこととする。

#### ウ 管理方法

直近の捕獲水準から考えると、計画期間内において、総メス捕獲上限数を大きく上回る可能性は低いが、地域個体群ごとに雌雄別捕獲数を把握し、メスの捕獲上限数を超えるおそれが生じたときは、該当する地域個体群の個体数水準を検証するとともに、次のとおり、捕獲の抑制を図る。

##### (ア) 通常措置における捕獲の自粛要請

該当する地域個体群の個体数指数が予防水準を下回るおそれのある場合は、狩猟による捕獲の自粛を猟友会等に要請する。

##### (イ) 個体数回復措置

該当する地域個体群の個体数指数が許容下限水準と予防水準の間にある場合は、狩猟による捕獲禁止措置を行う。

##### (ウ) 緊急保護措置

該当する地域個体群の個体数指数が許容下限水準を下回った場合は、狩猟による捕獲禁止措置を行うとともに、許可捕獲における問題個体の特定と段階2以上の捕獲に努める。

##### (エ) 非捕殺的手段の検討

積丹・恵庭地域及び天塩・増毛地域については、計画期間内における総雌捕獲上限数が低いことから、堅果類等の実なりの状況などによっては、市街地周辺や農地への出没による大量捕獲が生じ、許容下限水準を下回ることも予想される。

そのため、緊急保護措置の期間にあっても、出沒による重大な被害又はそのおそれや社会的影響を考慮し、有害性が高いと判断される個体が発生したときは、その個体の排除を優先するが、状況に応じて非捕殺的手段(追い払い、学習放獣など)の導入について検討する。

### ③ あつれきを低減させるための措置

#### ア 個体数管理の実施

渡島半島、積丹・恵庭、天塩・増毛、日高・夕張地域においては、推定生息数は増加し、目撃数は増加傾向、農業被害は日高・夕張地域を除き増加傾向にあり、あつれきは高まっている。

また、道東・宗谷(西部)地域においては、推定生息数は減少又は横ばいであり、目撃数は近年減少傾向が見られるものの、農業被害は増加しており、道東・宗谷(東部)地域においては、推定生息数は減少又は横ばいであるものの、目撃数及び農業被害は増加傾向にある。

いずれの地域においても分布域は、平成 14 年(2002 年)から平成 29 年(2017 年)にかけて広がっており、あつれきの高まりが確認されること、また、個体数指数が予防水準を上回っていることを勘案し、当面、すべての地域で「あつれき低減措置」として、個体数管理を実施することとし、年度ごとに評価を行い必要な措置を見直していくこととする。

#### (ア) 目指す個体数水準

個体数管理で目指す個体数水準(共存水準)は、地域個体群ごとに、市町村の把握する出沒情報の件数や農業被害額が、現状(令和 2 年(2020 年)～令和 4 年(2022 年))よりも少なかった、平成 13 年(2001 年)～平成 22 年(2010 年)の個体数水準を、また、道東・宗谷地域(西部・東部共)については、平成 8 年(1996 年)～平成 12 年(2000 年)の個体数水準を、「人とヒグマのあつれきが社会問題になっていなかった、又は現状よりもあつれきを低下させることが期待できる、過去の一定時期の個体数指数水準」として設定する。

#### (イ) 達成時期

捕獲目標の達成時期は、本計画の施行後(令和 7 年(2025 年))からの 10 年後(令和 16 年(2034 年))を目指すこととする。

なお、達成時期までのできるだけ早期に、十分な捕獲圧をかけることで、後年の捕獲目標数が減少するなど、あつれき低減のほか捕獲に係る負担軽減も期待できることから、達成時期を待たずに、捕獲目標を達成できるよう取り組んでいく。

#### (ウ) 捕獲目標

目標とする捕獲数は、令和 4 年(2022 年)の推定生息数を、達成時期の 10 年間で、目指す個体数水準である推定生息数まで減らすために必要な総捕獲数とし、地域ごとにメスの捕獲数により管理する。メスの捕獲数は、メスを選択的に捕獲することが困難なことから、過去の捕獲実績から得られる性比により算出する。

毎年、最新の捕獲情報(暦年)を集約した時点で、推定生息数の再計算を行い、あつれきやメス捕獲状況の評価と併せて捕獲目標の進捗状況を確認し、捕獲目標の変更の必要性についての検討を行う。共存水準の数値には幅があることに留意しつつ、指数が共存水準を下回った場合は、「② 地域個体群存続のための措置」に移行するものとする。

捕獲目標は、毎年実施する生息数推定の結果により見直すことから、計画本編には掲載せず別途作成し、毎年度、北海道ヒグマ保護管理検討会で、評価・見直しを行うこととする。

なお、現在の個体数推定には不確実性があること、積丹・恵庭地域及び天塩・増毛地域については、環境省レッドリストで絶滅のおそれがある地域個体群に選定されており、目指す個体数水準が予防水準に比較的近い数値となっていること、また、道東・宗谷地域については、個体数が減少傾向にある可能性がある中で、農業被害が増加傾向にあることなどの実情を踏まえ、特に慎重な評価が必要である。

#### イ 管理方法

捕獲目標の達成に向け、問題個体の積極的排除(許可捕獲)、春期管理捕獲、ゾーニング管理の組み

合せにより、人里周辺の森林に生息・繁殖する個体を中心に捕獲を強化し、効果的なあつれき低減を図る。  
 なお、あつれきや捕獲目標の達成状況を踏まえ、個体数管理の取組の一つとして、狩猟期間の見直し等の検討を行う。

#### ウ 春期管理捕獲の推進

春グマ駆除中止以降、北海道では保護に重心を置いた施策を実施してきたことなどもあり、人を恐れな  
 いヒグマ(段階1)や、昼夜を問わずデントコーン畑に居着いて離れず、全く警戒心が見られないヒグマ(段階  
 1, 2)(問題個体)が出現してきている。これらのヒグマは、長期にわたり捕獲圧を緩めたことによって、人を  
 警戒する学習がされてこなかったことが影響していると考えられる。

そのため、見通しが利き、痕跡が残りやすいなど、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に春  
 期管理捕獲を進め、人里周辺のヒグマの生息密度を低下させるとともに、人への警戒心を持たせることで、  
 人里への出没を抑制し、併せてヒグマ捕獲従事者の育成を図る。

#### (4) 調査研究とモニタリング

ヒグマの適正な保護管理に必要な科学的なデータの蓄積及び順応的管理に不可欠な個体数指数等の把  
 握を目的に、表4に掲げる調査研究及びモニタリングを実施する。

個体数の動向の把握については、一時的な事象変化だけをとらえ、即応的対処方法のみを論ずるのでは  
 なく、ヒグマ管理を計画的、長期的に進める観点から、個体数推定の精度を向上させていくための定期的なモ  
 ニタリングの実施や調査未実施地域での調査の拡充、情報の精度向上や収集の迅速化、科学的、社会学的  
 データの総合的な分析が重要である。

調査研究とモニタリングの実施に当たっては、各(総合)振興局等を含む関係部局と連携しながらモニタリ  
 ング体制の拡充を図るとともに、地方独立行政法人北海道立総合研究機構等の試験研究機関や大学、国や  
 市町村等関係機関・団体等とも連携を図りながら進める。

【表4 調査研究及びモニタリングの項目と内容】

項目	内容
個体数指数の動向調査	捕獲個体試料の分析、ヘア・トラップ等による生息密度推定、広域痕跡調査による指標の収集、捕獲情報の収集
捕獲個体分析調査	繁殖状況、栄養状態等の把握
生息環境調査	食物資源の分布と生産量、堅果類結実状況の把握、植生環境等の把握
分布調査	出没や各種モニタリング等を活用した分布の把握
あつれきの状況	出没状況の把握、被害状況の把握、被害防除効果の検証、鳥獣保護監視員の現状認識、市町村の現状認識、地域関係者からの聞き取り、アンケート調査等による住民や首長の意識の把握、問題個体の分析(個体の特定、数の推計とその推移)の情報を収集し、評価のあり方について検討

#### (5) ヒグマ管理に係る専門人材の育成・確保

人とヒグマとのあつれきが高まる中で、人里周辺への出没対応など、ヒグマ対策を進めるためには、科学的・計画的なヒグマ管理を効果的に推進することができる、専門的な知見を有する行政職員や、ヒグマに対応できる捕獲従事者の存在が必要となるが、市町村においては、捕獲従事者の確保が難しくなっており、ヒグマ管理に係る専門人材の育成確保が課題となっており、専門知識や技術を有する民間事業者の協力を受けている事例も見られる。

##### ① 適正な管理を担う人材の育成・確保

###### ア 専門的な知見を有する職員の育成・確保

総合的な取組に対応する専門的人材については、各種研修の実施により、道職員や市町村担当者の能力向上を図るとともに、各振興局に専門的知見を有する職員を配置し、現場対応力の強化を目指す。

また、市町村の要請に応じ、ヒグマ出没時に対応できる知識や技術を有する専門家や事業者を派遣し、現場の支援を行う。

## イ 捕獲従事者の育成・確保

捕獲従事者については、振興局ごとに地域の実情や課題の把握を行うとともに、野生鳥獣対策の担い手増加のため、狩猟免許取得の促進を図る出前教室や普及啓発の取組を通じ、道民の狩猟に対する関心を高めるとともに、狩猟者の社会的役割に対する人々の理解を深め、将来の捕獲の担い手の確保を図る。

また、各種補助事業に関する情報提供を通じて、市町村による住民が新規に狩猟者になる際の経費補助事業実施の奨励に努めるほか、地域連絡協議会を主体とする担い手確保の検討会の開催等により、地域の捕獲の担い手確保の促進を図る。

さらに、春期の管理捕獲を通じ、ヒグマ捕獲に対応できる人材の育成を図る。

## ウ 社会への理解促進

あつれきを低減するための個体数管理を含め、野生鳥獣管理において、資源管理や被害防止などの面から捕獲は重要な手段のひとつであるが、一方で批判的な意見も存在し、捕獲従事者にとって負担となっている場合もあることから、担い手対策の一環として、道民の野生鳥獣管理に対する関心や理解を高めるため、野生鳥獣管理における捕獲の意義や、捕獲従事者の社会的役割について、広く道民に情報発信を行う。

## エ 教育機関等との連携

野生動物管理学や生態学の専門課程を持つ大学等の教育機関と組織的な野生鳥獣対策を実行している先進的な地域等との連携により、将来、地域対策協議会等で活動する「専門対策員」等の配置を念頭においた保護管理を担う人材の育成を図る。

### ② 目指すべき体制の検討

ヒグマの適切な管理を推進するためには、多様な主体の協働により、防除や捕獲、モニタリング、情報発信、普及啓発など、様々な取組を総合的に進める必要がある。地域間の連携などを図る必要がある場合には、主体的に課題解決に向けた調整等を行うとともに、地域の状況に応じた柔軟な現場対応を担う実働組織のあり方や運営手法等については、引き続き、関係者が連携しながら具体的な検討を進める。（別冊参考資料編参照）

## (6) 生息環境管理

ヒグマの主要な生息地である森林のうち、特に自然度の高い地域は、国立公園や国定公園（自然公園法）、鳥獣保護区（鳥獣保護管理法）、自然環境保全地域（自然環境保全法）、保護林（国有林及び道有林の保護林制度）等に指定されており、これらの保護制度の適切な運用により、良好なヒグマの生息環境を維持するとともに、ヒグマが生息する森林については、関係者の合意のもと、その生息環境にも配慮した森林施業を推進する。

一方で、森林からのヒグマの人里及び農地への侵入を抑制するため、刈払い等による緩衝帯の設置や人里への移動経路として河畔林、防風林、用水路などの緑地帯が利用されている場合はそれらを遮断する措置も必要となることから、河畔林の伐採や草本の除去など関係者の合意のもと地域の実情に応じた取組による、人身被害や農業被害の防除を目的とする生息地管理を行う。

## (7) ヒグマについての正しい知識の普及啓発

ヒグマの生態について知ることで、様々なあつれきの要因となる人身事故や農業被害などを未然に防ぐために必要な行動や対策を自ら考えることができ、また問題個体の発生を抑制することにもつながることから、ヒグマについての正しい知識を普及啓発していくことは重要であり、継続的に進める必要がある。

SNSなどの活用や学校教育など子どもの学習機会の提供に関わる機関・団体などとの連携、関係機関や企業などの協力を募るなど、様々な機会を通じた情報発信を行うほか、パネル展や啓発資材キットを使った理解の促進、ウェブサイトを活用した学習機会の提供など、様々な対象とそれに応じたツールの活用により、社会へのヒグマについての正しい知識の浸透を図る。

### 第3章 計画の実施に向けて

ヒグマの管理のために必要な項目は次のとおりである。

#### 1 被害防止対策(11 ページ 第2章 3(1)の再掲)

人とヒグマのあつれきの軽減には、ゴミや農作物の管理を徹底し新たな問題個体を発生させない取組と問題個体を選択的かつ的確に排除する個体管理の取組及びヒグマに対する正しい知識の浸透が重要である。

#### 2 モニタリング等の調査研究(18 ページ 第2章 3(4)の再掲)

ヒグマの適正な保護管理に必要な科学的なデータの蓄積及びフィードバック管理に不可欠な個体数指数等の把握を目的に、「表4 調査研究及びモニタリングの項目と内容(18 ページ)」に掲げる調査研究及びモニタリングを実施する。

調査研究とモニタリングの実施に当たっては、各(総合)振興局等を含む関係部局と連携しながらモニタリング体制の拡充を図るとともに、地方独立行政法人北海道立総合研究機構等の試験研究機関や大学、市町村等関係機関・団体等と連携を図りながら進めるとともに、得られた結果などの情報共有を図る。

### 3 計画の実施体制

#### (1) 地域連絡協議会

地元関係機関の連携及び情報の共有、連絡調整の円滑化を図るため、(総合)振興局管内の区域を単位として設置されている地域連絡協議会を開催し、各(総合)振興局は、ヒグマ対策等に関する打合せ会議を開催するとともに、平時からヒグマが市街地等に出没した場合などを想定し、市町村、猟友会、警察など、地域の取組の各主体となる関係機関が連携できるように調整を行い、地域における出没状況や実情に応じて、専門人材による支援も活用しながら地域の連携を促進するとともに、関係機関による防除方針などの認識共有、捕獲体制の整備、住民への情報伝達、市街地出没時の対応訓練の実施などを記した、地域における実施計画の策定を行うなど、各(総合)振興局が主体となって、地域対応力の強化を図る。

また、地域個体群の範囲は複数の(総合)振興局の管内にまたがっていることから、関係する地域連絡協議会は相互連携を図ることとし、将来的にはヒグマのみならず、エゾシカ等、地域における保護管理施策の総合的な推進を行う野生鳥獣対策連絡協議会(仮称)への移行を目指すこととし、その検討のためにも、関係部局等との連携、情報交換等に取り組む。

なお、当計画に記した様々な方策に基づく管理を実現していくためには、地域において実践的に活動することができる体制作りが欠かせないことから、地域の実情やヒグマ・エゾシカ等の生息状況に応じた数市町村程度を地域単位とする柔軟かつ実効性ある活動が可能な小規模な組織(地域対策協議会等)の設置を進める。(別冊参考資料6 参照)

#### (2) 北海道ヒグマ保護管理検討会

本計画を自然科学及び社会科学などの専門的知見に基づき推進するため、学識経験者等からなる「北海道ヒグマ保護管理検討会」を毎年度開催し、最新のデータにより算出した個体数水準や管理措置の検証、捕獲目標数やメス捕獲上限数の設定を行うなど、順応的管理に基づき、計画の進捗状況等についての分析及び評価を行う。

#### (3) 各主体に期待される役割と連携

本計画の推進に当たっては、様々な関係機関がそれぞれの役割を担うとともに、互いに連携して取り組む必要がある。

##### ア 北海道

道はヒグマ対策を推進する上で関係する庁内部局等を始め、関係機関との連携及び地域間の調整を主体的に図りながら、本計画に沿って総合的な施策の推進を牽引するとともに、ゾーニング管理や個体数管理など新たな方策の検討や、モニタリングの推進、個体数推定精度の向上、新たな評価手法の開発など、



計画の目標達成に必要な事項の円滑な実施のため、企画及び調整を行う。

※なお、振興局の役割については「(1)地域連絡協議会」記載内容参照のこと。

#### イ 調査研究機関

調査研究機関には、ヒグマの生態に係る調査研究及び地域個体群モニタリングを行うほか、有効な防除手法の開発を含め、関係機関等への助言や技術支援に努めることが求められる。

#### ウ 市町村

市町村には、出没・被害実態の把握に努めるとともに、必要に応じて「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画を策定し、防除対策の推進により被害の軽減を図るほか、地域対策協議会等において捕獲等を行う実働組織の設置等による連携を図りながら、地域住民の安全確保及び問題個体の捕獲等のほか、ゾーニング管理や個体数管理に取り組むことが求められる。

#### エ 捕獲従事者

捕獲従事者には、問題個体の捕獲など市町村が実施する地域のヒグマ対策への協力、ヒグマ対策技術者等の育成のための研修や技術指導、出没情報や試料の提供などモニタリング活動への協力に取り組むことが求められる。

#### オ 農業関係団体等

農業関係団体等は、農業被害の防除の徹底が、問題個体の発生抑制及び、あつれきの低減に不可欠であることから、農業等被害実態の把握や被害防止対策の実施などに取り組むことが求められる。

#### カ その他の機関との連携

人身事故防止のための普及啓発や人身事故発生時の対応、市街地周辺への出没時の対応など、警察や森林所有者等との連携が不可欠であることから、地域対策協議会等において、その他関係機関の役割の確認及び定期的に出没時対応実地訓練を実施するなど、地域対応力の強化に努める。

#### (4) 知床半島ヒグマ管理計画など地域管理計画との連携

知床世界自然遺産地域及び隣接する地域におけるヒグマの保護管理について、利用者・地域住民の安全対策や知床半島地域のヒグマの適正な個体群を維持するため、環境省北海道地方環境事務所釧路自然事務所、林野庁北海道森林管理局、北海道、斜里町、標津町及び羅臼町が策定する「知床半島ヒグマ管理計画」に基づき、当該関係機関と連携して推進する。

また、その他市町村等が策定する地域管理計画等についてもその情報把握に努めるとともに、それらの計画と連携し、全道的及び地域的に目標達成のための取組を推進する。

#### 4 錯誤捕獲の防止

ヒグマの捕獲は箱わなであっても銃による止めさしが必要であり、毎日定期的な点検が必要である。一方、ヒグマの捕獲用箱わなにおける錯誤捕獲は、キツネなどの中型の哺乳類が想定されるが、放獣に従事する者の危険性が低いことから、その場で速やかに放獣するものとする。

なお、エゾシカ捕獲目的など、ヒグマ以外を捕獲する目的でわなを設置する場合は、誤ってヒグマが捕獲されることのないような手法、設置方法等について関係部局や関係機関で情報共有し、わなの設置者に指導するとともに、誤ってヒグマが捕獲された場合は、人身事故の発生も懸念されることから、錯誤捕獲時の適切な対応(銃器使用可否、放獣の可能性検討等)についても併せて指導する。

また、ヒグマの放獣は捕獲地域への再来の可能性等も考えられることから、地域社会の合意形成が必要であることはもとより、放獣に従事する者の危険も伴うため、地域対策協議会等において放獣の実施、その体制整備等の検討に努める。

#### 5 捕獲資源の有効活用

### (1) 捕獲資源としての活用

ヒグマは、捕獲対象としても価値があることから、猟区制度等を活用した地域振興など、ヒグマを地域の資源として活用する仕組み作り等について検討する。

### (2) 捕獲個体及びその部位等の活用

ヒグマは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により国際希少野生動植物種に指定されていることから、国内での譲渡し等が規制されている。

ただし、鳥獣保護管理法に基づき適法に捕獲された個体等に関しては譲り渡し等の規制を除外する規定が設けられ、国内で適法に捕獲された個体を製品化登録し目印票(製品化タッグ)を装着することにより輸入個体との流通の管理が図られているところである。

また、熊胆は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により医薬品に指定されており、許可なく製造・販売が規制されているほか、食肉利用についても一部で進められていることから、捕獲個体の活用にあたっては、その実態の把握や適正な有効活用のあり方についての検討に努める。

## 6 合意形成

本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより広く道民の理解と協力を得ることが必要不可欠であることから、行政と関係団体や関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら、各施策を推進することが重要である。

このため各種施策の方針やその達成状況、各種の調査結果等の情報については、ホームページ等に速やかに公表するとともに、地域での検討結果や意見を参考として、保護管理施策等への反映に努める。

## 7 事業実施計画の策定

順応的管理の考え方にに基づき管理計画を適切に推進するため、事業実施計画(以下「実施計画」という。)を定めるとともに、実施結果を検証し、次年度の実施計画に反映する。

また、(総合)振興局においては、ヒグマの生息状況やあつれきの実態が地域ごとに異なることに鑑み、計画等に基づき、地域の実情に応じた地域版実施計画を策定するとともに、毎年度の評価・見直しを行う。

## 8 計画の進行管理

ヒグマを含む野生動物の分布状況や個体数の動向などは、地域ごとに様々な要因により常に変動している。また、野生動物を取り巻く生息環境や社会状況も変化し続けている。

そのような変動や変化は予測が困難で不確実性を伴うため、生息状況やあつれきの変化を、モニタリングにより得られた科学的、社会的データにより常に評価しながら、その情報をフィードバックし、状況に応じて柔軟に、人材育成・確保や体制の検討を含む様々な本計画の方策を修正し、順応的管理に基づいた進行管理を行う。

なお、具体的な評価項目は、次のとおり。

評価項目	頻度
個体数水準(推定生息数・指数)、管理措置、メス捕獲上限数、捕獲目標数、捕獲状況、あつれきの状況	毎年度実施

## 9 計画の見直し

本計画終了に際しては、目標の達成状況に関する評価を行い、その結果を踏まえ、計画を見直すこととする。

また、計画の期間内であっても、法改正や制度変更、さらには、昨今のヒグマとのあつれきの増大に鑑み、生息状況及び社会状況に大きな変動が生じた場合などは、より有効な保護管理を推進する観点から本計画の改訂等を検討する。

# 別冊參考資料編

## 【別冊参考資料目次】

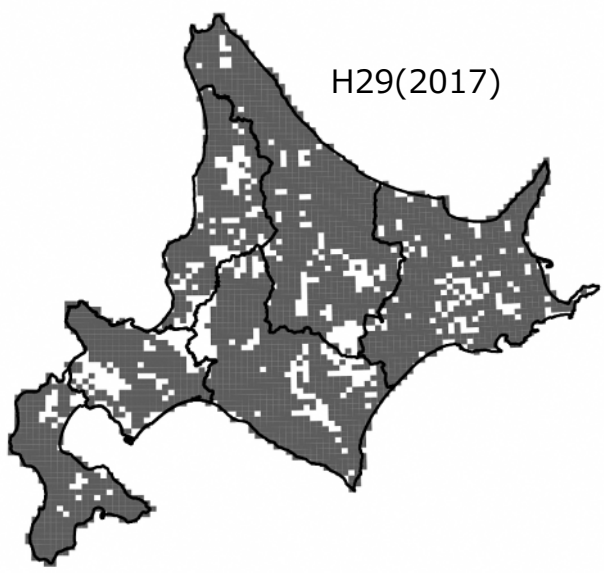
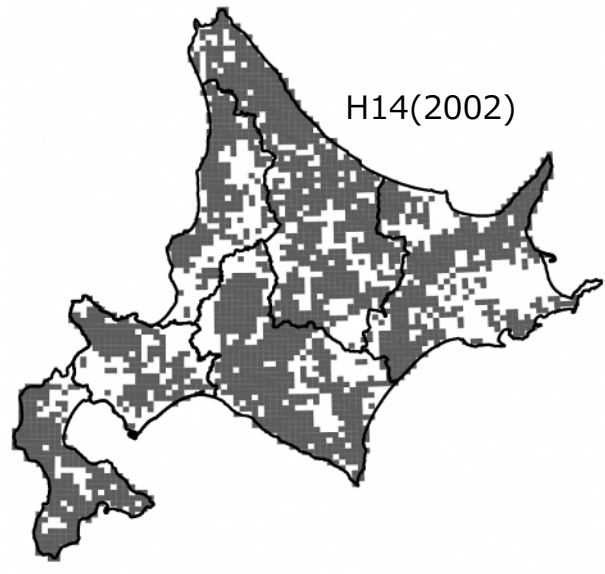
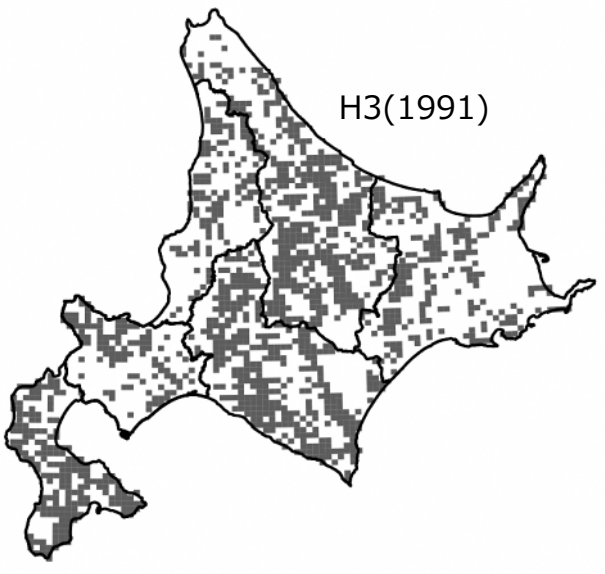
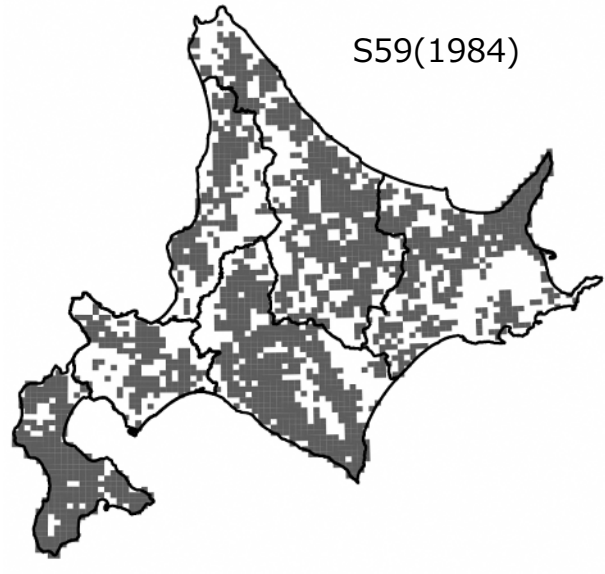
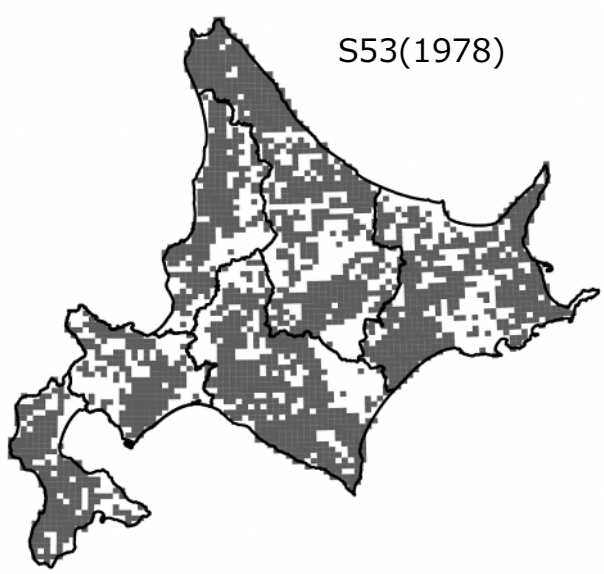
- 資料1 計画対象地域の地域区分
- 資料2 ヒグマ個体数管理について（令和6年3月更新）
- 資料3 ヒグマによる人身被害及び農業被害の状況
- 資料4 ヒグマの捕獲数
- 資料5 ヒグマ出没時の対応方針
- 資料6 地域における危機管理体制の目指すべき姿（概念図）
- 資料7 年代別狩猟免許所持者数の推移

## 計画対象地域の地域区分



地域		(総合) 振興局	市 町 村 ( ) は一部地域のみが含まれる市町村
①渡島半島		後志	島牧村、寿都町、黒松内町
		渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
		檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、今金町、せたな町
②積丹・恵庭		石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市
		後志	小樽市、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
		胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町
③天塩・増毛		空知	深川市、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
		石狩	石狩市、当別町、新篠津村
		上川	幌加内町、鷹栖町、和寒町、剣淵町、中川町、(旭川市)、(士別市)、(名寄市)、(比布町)、(美深町)、(音威子府村)
④道東・宗谷	a 西部	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
		上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、下川町、美深町、音威子府村、(和寒町)、(剣淵町)、(中川町)
		宗谷	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町
	b 東部	林-ㇿ	北見市、紋別市、置戸町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
		十勝	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、(足寄町)、陸別町
		林-ㇿ	網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、佐呂間町、大空町 (北見市)、(遠軽町)、(湧別町)
		十勝	池田町、本別町、足寄町、(陸別町)、浦幌町
	釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	
⑤日高・夕張		空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、(深川市)
		胆振	厚真町、安平町、むかわ町
		日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
		上川	占冠村、(旭川市)、(富良野市)、(美瑛町)、(上富良野町)、(中富良野町)、(南富良野町)
		十勝	帯広市、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、(新得町)

ヒグマの分布域の推移

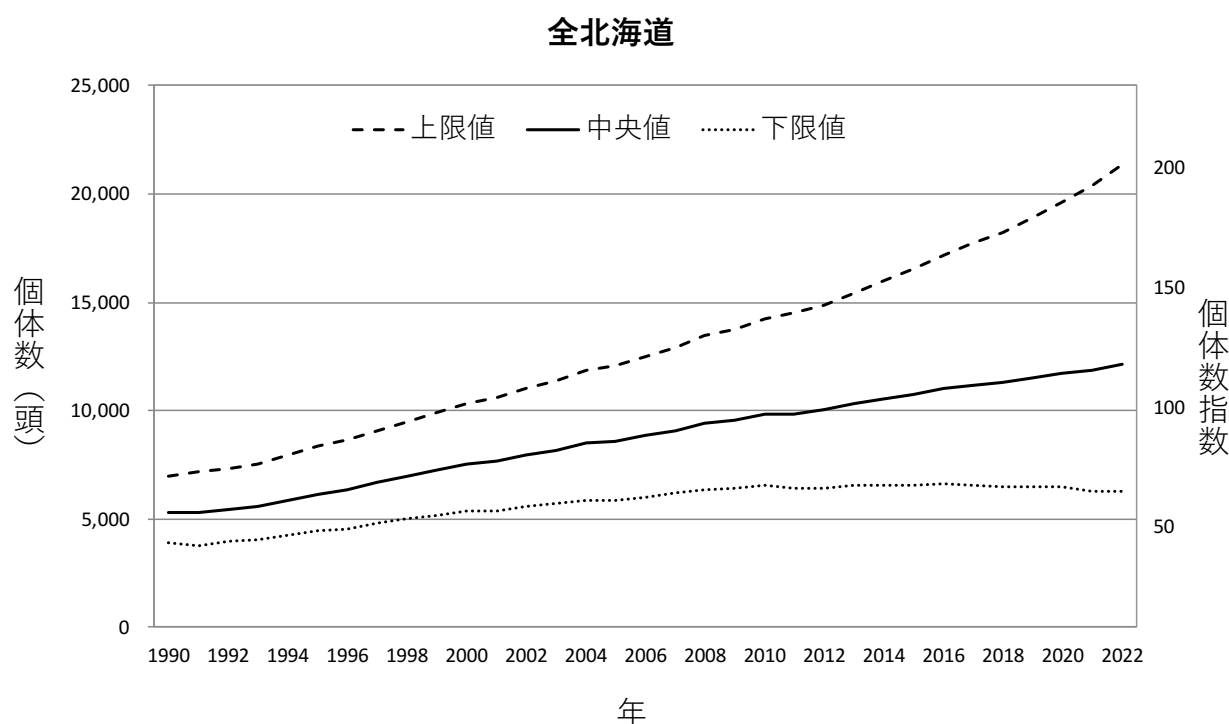


※自然環境保全基礎調査(第5～7回)GISデータ(環境省生物多様性センター)を加工して作成  
※島嶼部は省略

## 【ヒグマ個体数管理について】

### 1 個体数指数の推定

- (1) 道では、「北海道ヒグマ管理計画（平成29年3月）」に基づき、蓄積された科学的データや生息密度調査等に基づくコンピュータシミュレーションにより、全道のヒグマ個体数指数を推定した。（令和6年（2024年）3月に更新）
- (2) 平成26年（2014年）時点の全道個体数指数水準を100としたときに、令和4年（2022年）の個体数指数は116となり、全道のヒグマ個体数は概ね継続して増加傾向にあった可能性が高く、令和4年（2022年）までの8年間に中央値で15%程度増加したものと考えられる。
- (3) 令和4年（2022年）末の全道のヒグマ個体数を示すと、中央値12,200頭と推定された。



#### ●令和4年（2022年）末における個体数推定結果

推定年	平成26年（2014年）末		令和4年（2022年）末	
	中央値	90%信用区間	中央値	90%信用区間
全道 （頭数）	10,500	(6,600~16,000)	12,200	(6,300~21,300)
個体数 指数	100		116	

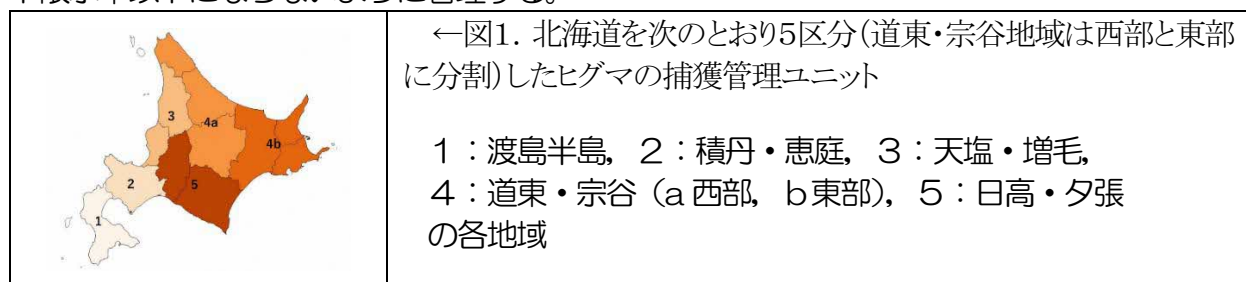
## 2 指数管理における個体数水準の考え方

野生生物の生息数を正確に求めることは出来ないため、現状では、ヘアトラップ法によるデータや捕獲情報などによる実測数に統計的確率を乗じ、推定生息数として算出している。

統計的推定手法を用いて算出される数字は、その信頼性にある程度の幅を持ち、また、推定生息数を議論する際、絶対数（＝頭数）で過去からの変化を比較しようとする、推定時のデータ数の違いを踏まえ毎回、補正する手間が生じることから、道では、データの連続性を確保するため、個体数管理に当たり個体数指数を用いている。

なお、推定生息数の信用区間は、データ数が多いほど精度が上がり、狭くなる。令和4年(2022年)現在の各地域における、予防水準(c)と許容下限水準(d)の指数は表1のようになった。

道東・宗谷地域については、対象面積が広大であることから、西部(大雪山系以北)と東部(阿寒白糠以東)の2つに分けて指数管理を行う。なお、個体数水準によって、予防水準指数及び許容下限水準指数の数値は地域毎に異なり、地域毎に個体数の動向をモニタリングしながら、許容下限水準以下にならないように管理する。



【表1 令和4年(2022年)時点の個体数と平成26年(2014年)時点を100としたときの管理指数】

地域名	個体数 中央値 (H26) 頭数	個体数 中央値 (R4) 頭数	指 数			
			基準(a) (H26)	現行水準(b) (R4)	予防水準(c) ※2	許容下限 水準(d) ※3
① 渡島半島	2,000	2,430	100	121	20	10
② 積丹・恵庭	620	810	100	132	65	33
③ 天塩・増毛	690	930	100	136	58	29
④ 道東・宗谷	3,840	3,550	—	—	—	—
a 西部	2,620	2,390	100	91	15	8
b 東部※1	1,220	1,160	100	95	33	16
⑤ 日高・夕張	3,380	4,460	100	132	12	6

(※1) ④道東・宗谷b東部には、知床半島ヒグマ管理計画による対象地域を含む。

(※2) H26の個体数(中央値)を基準に、絶滅のおそれが高まることを予防する個体数(400頭)に対応するとされる個体数指数水準

(※3) H26の個体数(中央値)を基準に、遺伝的多様性の維持及び健全な個体群の存続に必要な個体数(200頭)に対応するとされる個体数指数水準

### 【解説】

H26の個体数(中央値)指数を基準(100)として、R4の個体数(中央値)指数は、概ね上昇傾向を示していることがわかる。基本的に各地域とも予防水準(c)指数以下にならないように地域毎に個体数指数の動向をモニタリングしながら管理を行う。



表2. 地域別2022年末時点における推定個体数一覧. Nは中央値

地域名	メス			オス			合計		
	95%下限	N	95%上限	95%下限	N	95%上限	95%下限	N	95%上限
1 渡島半島	973	1,620	2,506	294	806	1,721	1,268	2,426	4,227
2 積丹・恵庭	238	459	788	144	354	709	382	813	1,497
3 天塩・増毛	275	523	888	174	410	800	449	933	1,689
4a 道東・宗谷西部	1,090	1,663	2,410	291	725	1,466	1,380	2,388	3,876
4b 道東・宗谷東部	505	792	1,172	143	363	741	648	1,155	1,913
5 日高・夕張	1,424	2,672	4,522	712	1,787	3,624	2,136	4,459	8,146
全道合計	4,506	7,730	12,286	1,758	4,445	9,061	6,264	12,175	21,347

\*1990年から2012年まで個体数増加を仮定して計算機実験を実施

\*\*95%上下限値はガンマ分布に近似して算出

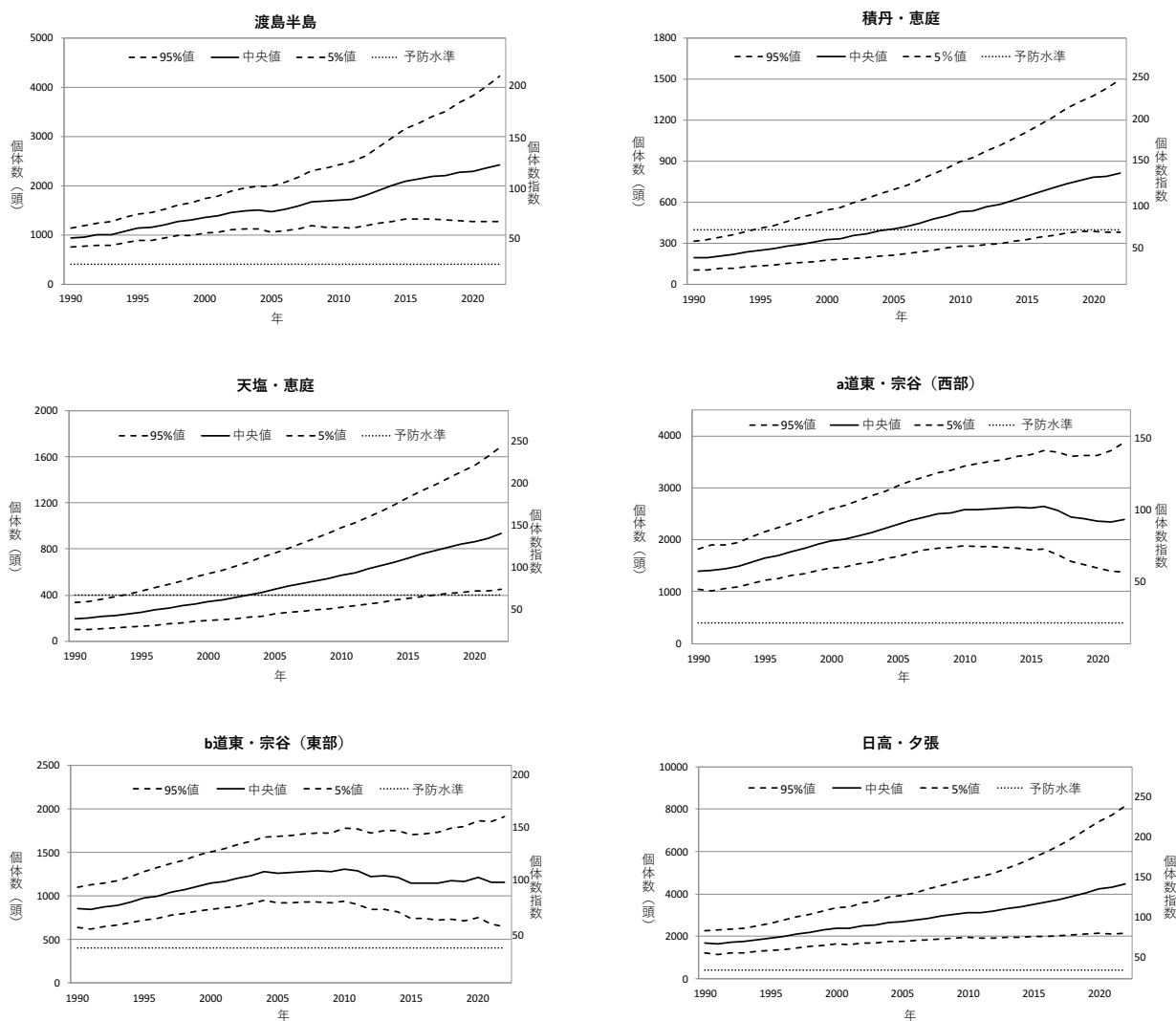
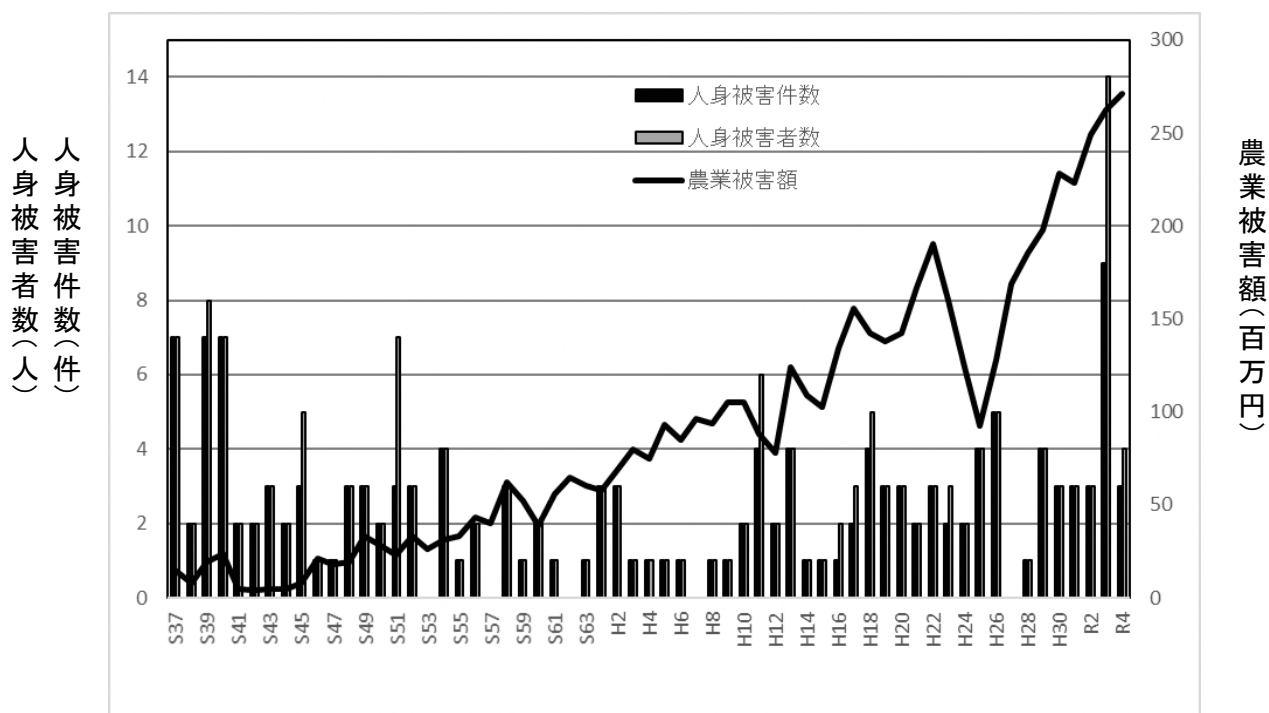


図2 各地域個体群の平成2年(1990年)～令和4年(2022年)の推定生息数の推移。

# ヒゲマによる人身被害及び農業被害の状況

資料3

全道の被害発生状況



年度	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56
人身被害件数	7	2	7	7	2	2	3	2	3	1	1	3	3	2	3	3	0	4	1	2
人身被害者数	7	2	8	7	2	2	3	2	5	1	1	3	3	2	7	3	0	4	1	2
農業被害額	15	8	19	24	5	4	5	5	8	21	18	19	33	28	23	33	26	31	33	43

年度	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
人身被害件数	0	3	1	2	1	0	1	3	3	1	1	1	1	0	1	1	2	4	2	4
人身被害者数	0	3	1	2	1	0	1	3	3	1	1	1	1	0	1	1	2	6	2	4
農業被害額	40	62	52	39	56	65	60	58	69	80	69	93	85	96	94	105	105	88	78	124

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人身被害件数	1	1	1	2	4	3	3	2	3	2	2	4	5	0	1	4	3	3	3	9
人身被害者数	1	1	2	3	5	3	3	2	3	3	2	4	5	0	1	4	3	3	3	14
農業被害額	109	102	134	156	143	134	143	170	190	160	116	93	128	169	185	198	228	223	249	262

年度	R4
人身被害件数	3
人身被害者数	4
農業被害額	271

ヒゲマによる人身事故(昭和37年以降)

年度	件数	死者	負傷者	死傷者	発生年月日	振興局	市町村	活動内容	性別	年齢	被害程度	加害個体
S37	7	3	4	7	1962.10.8	網走	雄武町	造材作業	男	53歳	負傷	子連れ
					1962.9.24	根室	標津町	クマ駆除	男	73歳	死亡	
					1962.10.10	根室	標津町	クマ駆除	男	40歳	負傷	
					1962.10.19	根室	標津町	クマ駆除	男	51歳	死亡	オス6歳
					1962.10.20	十勝	浦幌町	クマ駆除	男	71歳	死亡	
					1962.10.25	檜山	北檜山町	放牧点検	女	19歳	重傷	
					1962.11.1	日高	浦河町	帰宅途中	男	61歳	重傷	
S38	2	1	1	2	1963.8.9	宗谷	猿払村	牧場作業	女	34歳	死亡	オス5歳
					1963.8.11	宗谷	浜頓別町	牧場点検	男	59歳	重傷	オス6歳
S39	7	5	3	8	1964.7.20	上川	上川町	登山	男	50歳	死亡	
					1964.9.9	日高	平取町	登校中	女	11歳	死亡	
					1964.9.23	上川	上富良野町	農作業中	女	52歳	重傷	
					1964.9.25	石狩	札幌市	登山	男	24歳	死亡	
					1964.9.30	網走	白滝村	クマ駆除	男	64歳	死亡	
									男	27歳	重傷	
					1964.10.25	日高	静内町	クマ狩猟	男	46歳	死亡	
1964.10.26	十勝	帯広市	クマ狩猟	男	44歳	重傷	オス6歳					
S40	7	3	4	7	1965.4.24	上川	愛別町	クマ駆除	男	44歳	重傷	
					1965.4.25	留萌	初山別村	クマ駆除	男	57歳	軽傷	
					1965.5.1	上川	下川町	クマ駆除	男	46歳	死亡	
					1965.8.5	宗谷	猿払村	歩行中	女	65歳	重傷	
					1965.8.22	宗谷	猿払村	飯場へ行く途中	男	52歳	死亡	
					1965.9.29	渡島	楸法華村	農作業中	女	57歳	負傷	2~3歳
S41	2	0	2	2	1966.5.3	留萌	小平町	クマ駆除	男	50歳	重傷	10歳上
					1966.10.13	檜山	北檜山町	牧場作業	男	34歳	重傷	2歳前後
S42	2	1	1	2	1967.4.19	宗谷	猿払村	クマ駆除	男	43歳	重傷	5~6歳
					1967.5.10	後志	島牧村	農作業中	女	37歳	死亡	
S43	3	2	1	3	1968.6.2	上川	南富良野町	川釣り	男	24歳	死亡	オス8歳
					1968.11.18	胆振	穂別町	クマ狩猟	男	65歳	死亡	5~6歳
					1968.11.21	胆振	穂別町	クマ狩猟	男	64歳	重傷	オス6歳
S44	2	2	0	2	1969.4.20	上川	南富良野町	造材場で昼食中	男	56歳	死亡	オス6歳
					1969.8.28	石狩	千歳市	果実採取	女	78歳	死亡	メス4~5歳
S45	3	4	1	5	1970.7.26	十勝	中札内村	縦走登山	男	18歳	死亡	
					男				19歳	死亡		
					1970.7.27	上川	士別市	笹刈り作業	男	75歳	負傷	3~4歳
					1970.12.5	渡島	八雲町	クマ追跡中	男	49歳	死亡	
S46	1	1	0	1	1971.11.4	網走	滝上町	クマ追跡中	男	69歳	死亡	オス12歳
S47	1	0	1	1	1972.4.6	上川	美深町	春クマ駆除	男	41歳	重傷	
S48	3	2	1	3	1973.5.2	石狩	当別町	手負クマ追跡中	男	54歳	重傷	
					1973.5.6	渡島	木古内町	山菜採り	男	50歳	死亡	オス7~8歳
					1973.9.17	檜山	厚沢部町	造林作業中	男	45歳	死亡	
S49	3	1	2	3	1974.5.30	檜山	上ノ国町	クマ駆除	男	44歳	負傷	
					1974.8.16	網走	留辺蘂町	クマ駆除	男	46歳	重傷	
					1974.11.11	網走	斜里町	クマ狩猟	男	37歳	死亡	
S50	2	0	2	2	1975.4.8	渡島	長万部町	林内作業中	男	54歳	負傷	
					1975.7.1	十勝	浦幌町	林内作業中	女	40歳	負傷	
S51	3	3	4	7	1976.6.4	石狩	千歳市	山菜採り	男	56歳	負傷	メス4歳
					1976.6.5				男	53歳	負傷	
					1976.6.9				男	58歳	死亡	
									男	54歳	死亡	
					1976.6.9	男	26歳	負傷				
1976.12.2	上川	下川町	林内作業	男	56歳	死亡	メス12~3歳					
S52	3	2	1	3	1977.3.31	空知	三笠市	林内作業	男	45歳	負傷	オス6歳
					1977.4.7	網走	滝上町	林内作業	男	39歳	負傷	4歳位
					1977.5.27	檜山	大成町	山菜採り	男	55歳	死亡	
					1977.9.24	檜山	大成町	川釣り	男	36歳	死亡	メス6歳
S53	なし											
S54	4	1	3	4	1979.4.26	宗谷	枝幸町	春グマ駆除	男	69歳	重傷	メス
					1979.6.14	上川	富良野市	山菜採り	男	38歳	死亡	
					1979.9.28	檜山	江差町	林内作業	男	79歳	軽傷	
					1980.2.25	網走	留辺蘂町	林内作業	男	50歳	重傷	メス6~7歳
S55	1	0	1	1	1980.10.27	根室	羅臼町	クマ駆除	男	57歳	重傷	メス
S56	2	0	2	2	1981.5.15	胆振	穂別町	山菜採り	男	45歳	負傷	メス
					1981.8.18	日高	えりも町	クマ駆除	男	38歳	負傷	メス
S57	なし											
S58	3	0	3	3	1983.5.19	網走	置戸町	測量作業	男	34歳	重傷	オス5歳
					1983.6.4	後志	島牧村	山菜採り	男	48歳	重傷	
					1983.7.11	渡島	八雲町	土木工事	男	37歳	負傷	

ヒゲマによる人身事故(昭和37年以降)

年度	件数	死者	負傷者	死傷者	発生年月日	振興局	市町村	活動内容	性別	年齢	被害程度	加害個体
S59	1	0	1	1	1984. 8.30	十勝	広尾町	林内作業	男	49歳	軽傷	メス
S60	2	1	1	2	1985. 4.22	根室	羅臼町	春グマ駆除	男	62歳	死亡	
					1985.7.16	渡島	福島町	農作業	女	59歳	負傷	
S61	1	0	1	1	1986. 8.30	網走	斜里町	漁場巡視	男	59歳	負傷	メス
S62	なし											
S63	1	0	1	1	1988. 7. 6	網走	生田原町	林内作業	男	44歳	軽傷	
H元	3	0	3	3	1989.11.15	十勝	広尾町	シカ狩猟	男	51歳	重傷	メス5~6歳
					1989.11.25	釧路	弟子屈町	シカ狩猟	男	40歳	重傷	メス
					1990. 3. 7	空知	芦別市	林内作業	男	52歳	軽傷	
H2	3	2	1	3	1990. 9.21	渡島	森町	山菜採り	男	75歳	死亡	オス7歳
					1990.10.21	檜山	上ノ国町	生け花用木採取	男	85歳	死亡	
					1990.10.29	網走	紋別市	クマ狩猟	男	54歳	負傷	
H3	1	0	1	1	1991. 5.12	檜山	上ノ国町	山菜採り	男	58歳	負傷	
H4	1	0	1	1	1992.11.17	網走	遠軽町	林内作業	男	54歳	負傷	3~4歳位
H5	1	0	1	1	1993.10. 2	渡島	上磯町	狩猟	男	77歳	負傷	
H6	1	0	1	1	1995. 2.13	網走	紋別市	林内作業	男	51歳	負傷	4~5歳位
H7	なし											
H8	1	0	1	1	1996. 6. 2	網走	紋別市	山菜採り	男	60歳	重傷	子連れ
H9	1	0	1	1	1997. 8.24	網走	滝上町	クマ駆除	男	66歳	重傷	7歳
H10	2	0	2	2	1998.11.23	十勝	新得町	シカ狩猟	男	51歳	負傷	メス
					1998.11.23	釧路	白糠町	シカ狩猟	男	44歳	負傷	オス7~8歳
H11	4	1	5	6	1999. 5. 8	渡島	木古内町	川釣り	男	47歳	死亡	同一個体:オス2歳垂成獣
					1999. 5.11	渡島	木古内町	山菜採り	女	39歳	負傷	
								女	50歳	負傷		
					1999.10.10	胆振	登別市	山菜採り	男	31歳	軽傷	当歳の可能性
					1999.10.31	釧路	音別町	クマ狩猟	男	64歳	重傷	オス3歳
1999.12.19	網走	紋別市	クマ狩猟	男	58歳	軽傷	オス6歳					
H12	2	1	1	2	2000.11. 1	釧路	白糠町	シカ狩猟	男	60歳	重傷	メス4~5歳
					2000.11.12	日高	平取町	シカ狩猟	男	73歳	死亡	
H13	4	3	1	4	2001. 4.18	釧路	白糠町	山菜採り	女	42歳	死亡	親子(推測)逃走
					2001. 4.30	留萌	遠別町	山菜採り	男	70歳	重傷	親子(仔明け2歳2頭)
					2001. 5. 7	石狩	札幌市	山菜採り	男	53歳	死亡	オス8~10歳
					2001. 5.10	日高	門別町	クマ駆除	男	81歳	死亡	成獣
H14	1	0	1	1	2002. 8.26	上川	南富良野町	被害畑点検	男	78歳	軽傷	成獣
H15	1	0	1	1	2003.11.14	胆振	苫小牧市	クマ駆除	男	64歳	軽傷	オス垂成獣の可能性
H16	1	0	2	2	2004.11.26	日高	新冠町	クマ駆除	男	67歳	重傷	メス6歳(仔1頭連れ)
					2004.11.26				男	65歳	軽傷	
H17	2	1	2	3	2005.9.24	釧路	白糠町	キノコ採り	男	74歳	死亡	親子
					2005.10.4	胆振	穂別町	狩猟中	男	58歳	重傷	メス
									男	71歳	軽傷	
H18	4	3	2	5	2006.6.16	日高	新ひだか町	山菜採り	男	53歳	死亡	不明
					2006.10.1	日高	浦河町	キノコ採り	男	78歳	重傷	体長150cm
					2006.10.14	釧路	浜中町	クマ狩猟	男	62歳	死亡	オス10歳程度
									男	59歳	死亡	体重200kg
2006.10.28	空知	新十津川町	キノコ採り	男	62歳	重傷	不明(小型)					
H19	3	0	3	3	2007.8.8	日高	様似町	クマ駆除	男	68歳	重傷	不明
					2007.10.4	渡島	北斗市	キノコ採り	男	60歳	軽傷	小型
					2007.10.13	上川	士別市	クマ駆除	男	52歳	重傷	不明
H20	3	3	0	3	2008.4.6	渡島	北斗市	山菜採り	男	50歳	死亡	オス3歳程度 体重70kg
					2008.7.30	渡島	松前町	クマ駆除	男	67歳	死亡	不明
					2008.9.18	根室	標津町	釣(魚採り)	男	58歳	死亡	オス捕獲
H21	2	0	2	2	2009.9.8	日高	新ひだか	クマ駆除	男	71歳	重傷	オス捕獲
					2009.10.30	留萌	苫前町	散歩	男	66歳	重傷	逃走
H22	3	2	1	3	2010.5.22	胆振	むかわ町	山菜採り	男	73歳	死亡	不明
					2010.6.5	十勝	帯広市	山菜採り	女	66歳	死亡	親子 逃走
					2010.12.5	上川	上川町	シカ狩猟中	男	60歳	重傷	オス捕獲
H23	2	1	2	3	2011.4.12	檜山	上ノ国町	山菜採り	男	63歳	死亡	不明
					2011.8.24	オホーツク	遠軽町	駆除	男	61歳	軽傷	メス6歳捕獲
男	61歳	重傷										
H24	2	0	2	2	2012.9.30	渡島	八雲町	クマ駆除	男	73歳	軽傷	オス3歳 捕獲
					2012.10.27	十勝	足寄町	クマ狩猟	男	66歳	軽傷	
H25	4	1	3	4	2013.4.16	檜山	せたな町	山菜採り	女	52歳	死亡	
					2013.4.29	日高	新ひだか町	山菜採り	男	53歳	重傷	
					2013.9.24	渡島	函館市	山菜採り	男	63歳	軽傷	親子
					2013.10.14	渡島	福島町	シカ狩猟	男	58歳	重傷	その場で捕獲
H26	5	1	4	5	2014.4.4	檜山	せたな町	山菜採り	女	45歳	重傷	オス(H25.4.16と同一個体)
					2014.9.30	オホーツク	滝上町	散歩	男	76歳	重傷	
					2014.10.11	石狩	千歳市	キノコ採り	男	59歳	重傷	
					2015.1.26	釧路	標茶町	林内作業	男	64歳	死亡	
2015.2.2	釧路	厚岸町	林内作業	男	74歳	重傷						

ヒグマによる人身事故(昭和37年以降)

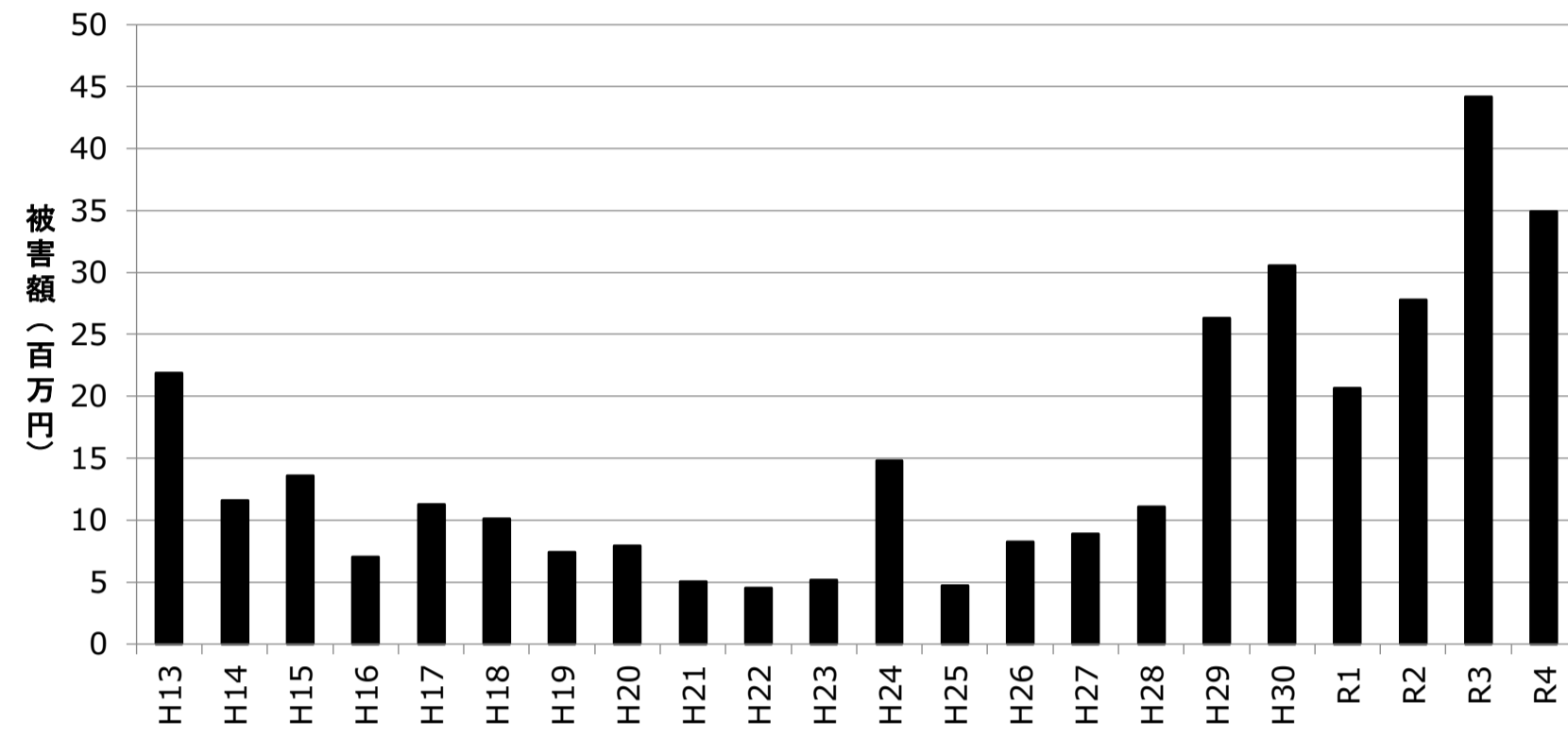
年度	件数	死者	負傷者	死傷者	発生年月日	振興局	市町村	活動内容	性別	年齢	被害程度	加害個体
H27	なし											
H28	1	0	1	1	2016.10.6	釧路	厚岸町	林内作業	男	40歳	重傷	前掌幅約20cm
H29	4	1	3	4	2017.4.16	釧路	標茶町	山菜採り	男	54歳	重傷	親子
					2017.10.3	釧路	白糠町	キノコ採り	男	73歳	死亡	
					2017.10.6	釧路	白糠町	シカ狩猟	男	60歳	負傷	
					2017.10.9	オホーツク	斜里町	クマ駆除	男	70歳	負傷	
H30	3	0	3	3	2018.4.20	渡島	函館市	山菜採り	男	66歳	軽傷	親子
					2018.4.29	根室	中標津町	山菜採り	男	70歳	軽傷	親子(子2頭)
					2018.10.11	渡島	八雲町	キノコ採り	男	58歳	負傷	
H31	3	0	3	3	2019.4.16	オホーツク	斜里町	クマ駆除	男	74歳	負傷	
R1					2019.7.11	十勝	中札内村	登山	男	65歳	軽傷	高山の山頂付近
2019.7.29					十勝	中札内村	登山	男	47歳	軽傷	前と同一付近	
R2	3	1	2	3	2020.5.8	オホーツク	滝上町	山菜採り	男	62歳	軽傷	
					2020.5.15	後志	古平町	山菜採り	男	71歳	死亡	不明 ヒグマによる可能性が極めて高い
					2020.8.24	上川	士別市	クマ駆除	男	69歳	重傷	
R3	9	4	10	14	2021.4.10	釧路	厚岸町	山菜採り	男	60歳	死亡	親子?
					2021.4.27	上川	富良野市	クマ駆除	男	48歳	負傷	親子(子2頭)
					2021.6.14	釧路	厚岸町	林内作業	男	67歳	負傷	不明
					2021.6.18	石狩	札幌市	ゴミ出し	男	75歳	軽傷	札幌市東区に出没
								ゴミ出し	女	80代	負傷	
								歩行中	男	40代	重傷	
					自衛隊警備	男	43歳	負傷				
					2021.7.2	渡島	福島町	農作業	女	77歳	死亡	オス(DNAによる)ヒグマによる可能性が極めて高い
					2021.7.12	オホーツク	滝上町	ハイキング	女	69歳	死亡	メス(DNAによる)ヒグマによる可能性が極めて高い
					2021.8.7	オホーツク	津別町	農作業	女	66歳	負傷	不明
女	39歳	負傷										
2021.11.24	空知	夕張市	狩猟	男	53歳	死亡	オス(DNAによる)ヒグマによる可能性が極めて高い					
2022.3.31	石狩	札幌市	冬眠穴調査	男	47歳	負傷	親子					
				男	58歳	負傷						
R4	3	0	4	4	2022.7.5	オホーツク	滝上町	クマ駆除	男	68歳	負傷	不明
					2022.7.15	渡島	松前町	農作業	男	81歳	負傷	不明
									女	78歳	負傷	不明
					2023.2.4	渡島	函館市	林内作業	男	69歳	負傷	不明
R5	6	2	7	9	2023.4.1	釧路	厚岸町	散歩中	女	非公表	負傷	不明
					2023.5.14	上川	幌加内町	釣り	男	54歳	死亡	加害個体を駆除
					2023.6.28	根室	羅臼町	シカ駆除	男	43歳	負傷	不明
					2023.10.13	釧路	阿寒町	林道を自転車で走行中	男	52歳	負傷	親子
					2023.10.29	渡島	福島町	登山	男	22歳	死亡	オス(同一個体)10.31にナイフにより死亡
									男	41歳	負傷	
					2023.10.31	男	41歳	負傷				
2023.11.21	オホーツク	滝上町	狩猟	男	49歳	負傷	加害個体を駆除					
				女	58歳	負傷						

件数	死者	負傷者	死傷者
155	59	118	177

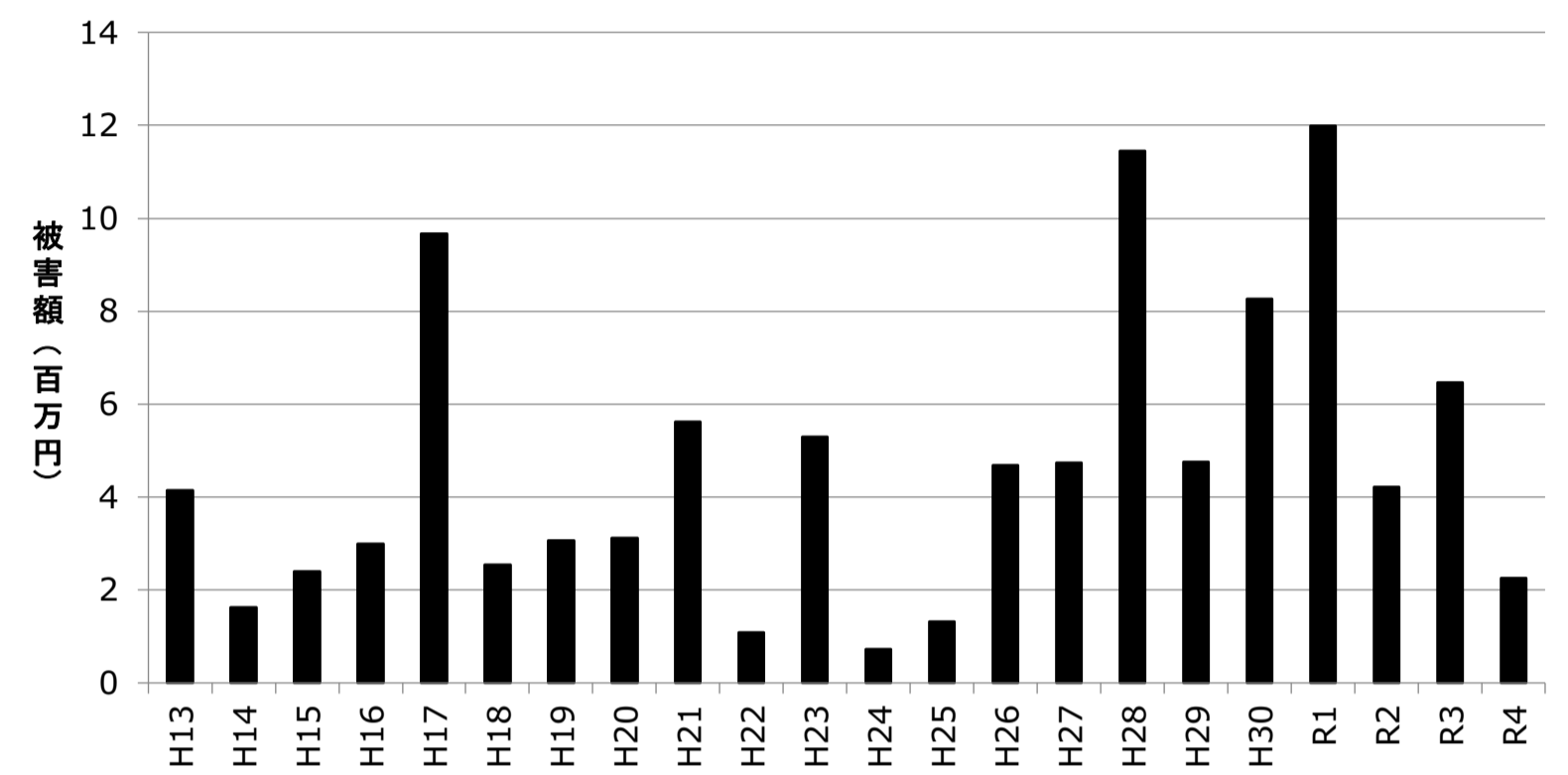
活動内容	被害者数	割合
狩猟・駆除	66	37%
山菜・キノコ採り	42	24%
山林活動	22	12%
農作業	14	8%
登山	11	6%
釣り	5	3%
その他	17	10%

## 地域個体群別農業被害額

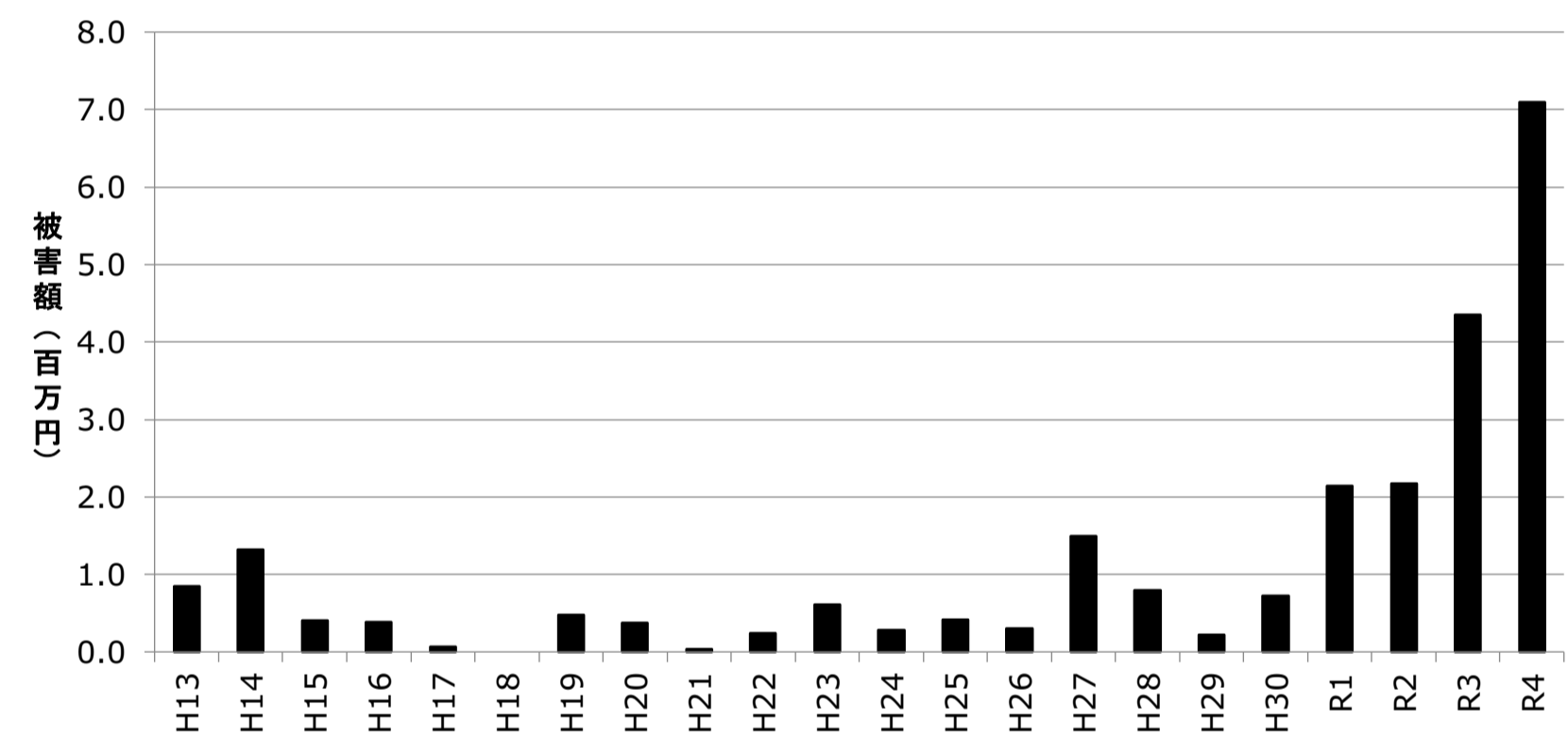
①渡島半島地域



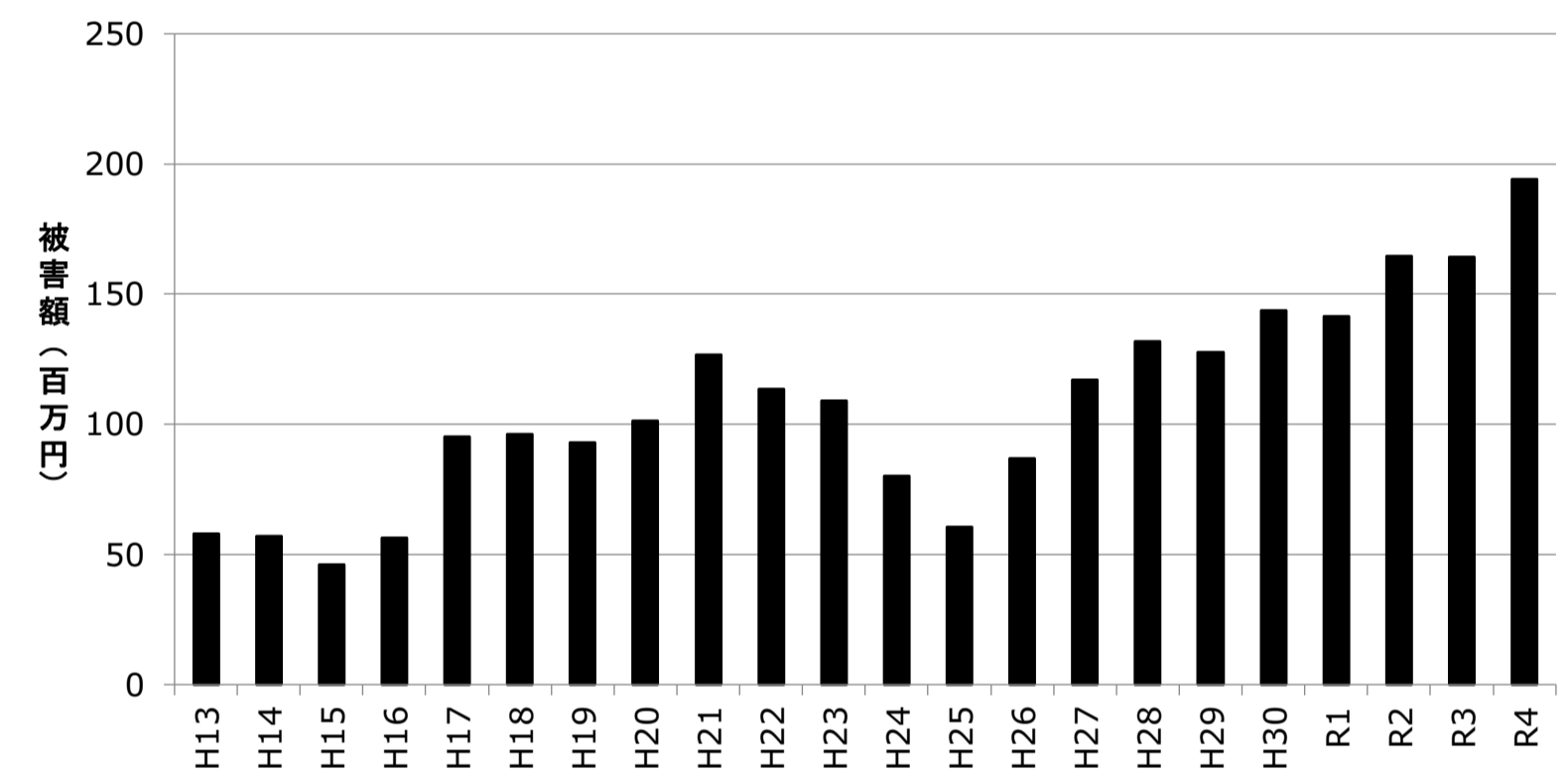
②積丹・恵庭地域



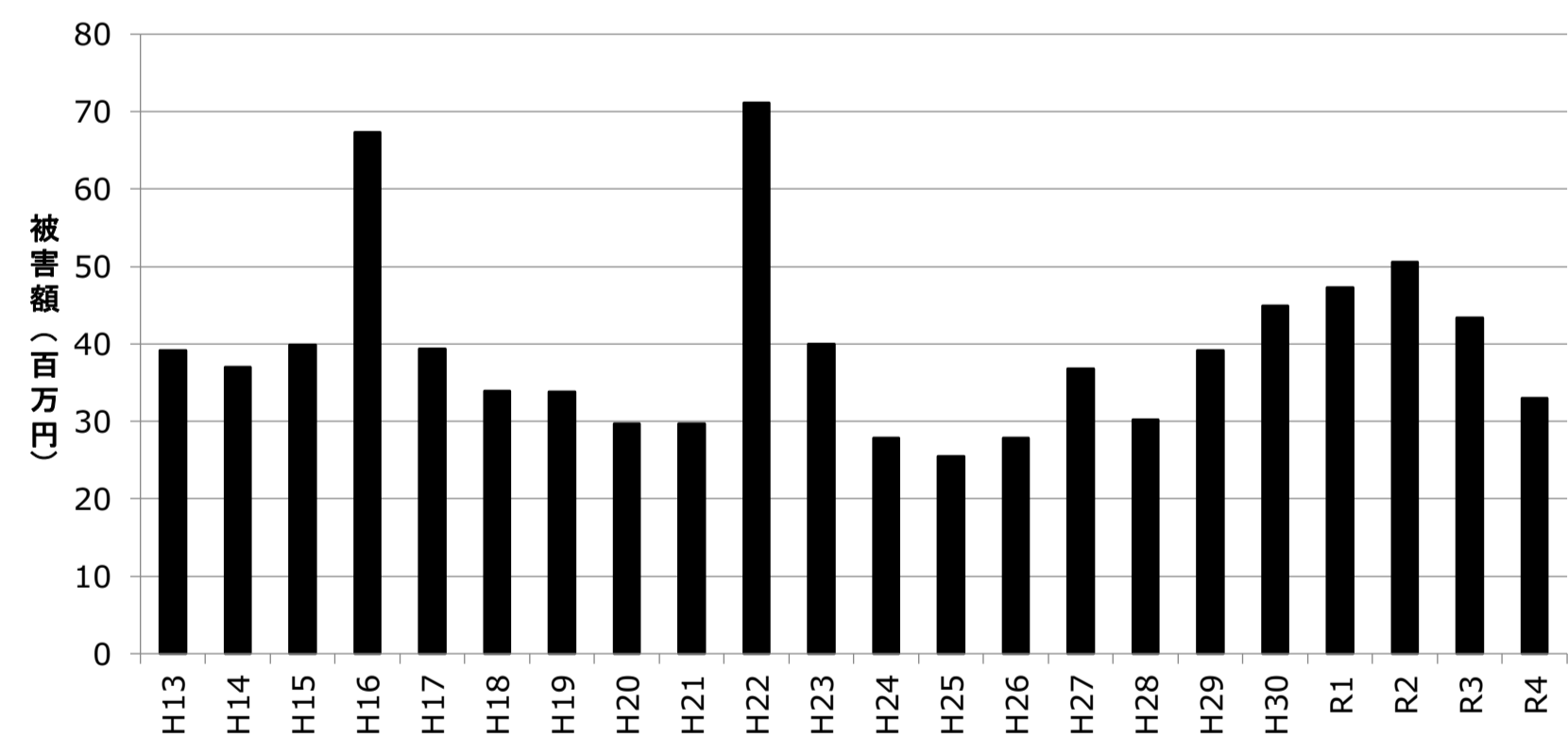
③天塩・増毛地域



④道東・宗谷地域



⑤日高・夕張地域



単位：百万円

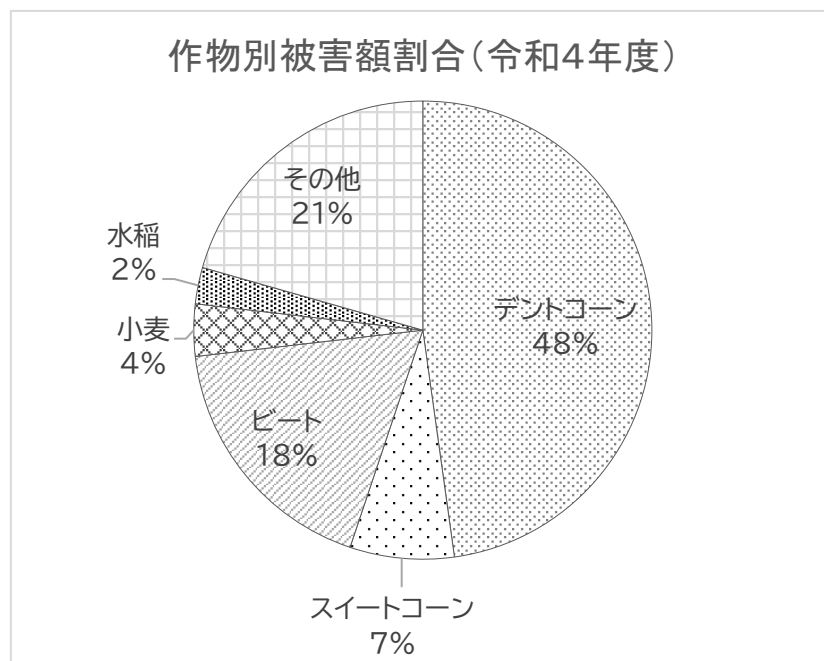
地域	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
①渡島半島	22	12	14	7	11	10	7	8	5	5	5	7	5	8	9	11	26	31	21	27	44	35
②積丹・恵庭	4	2	2	3	10	3	3	3	6	1	5	1	1	5	5	11	5	8	12	4	6	2
③天塩・増毛	0.8	1.3	0.4	0.4	0.1	0.0	0.5	0.4	0.0	0.2	0.6	0.1	0.4	0.3	1.4	0.7	0.2	0.1	2.1	1.9	4.4	7.1
④道東・宗谷	58	57	46	56	95	96	93	101	130	114	109	80	61	87	117	132	128	144	141	165	164	194
⑤日高・夕張	39	37	40	67	39	34	34	30	30	71	40	28	26	28	37	30	39	45	47	51	43	33

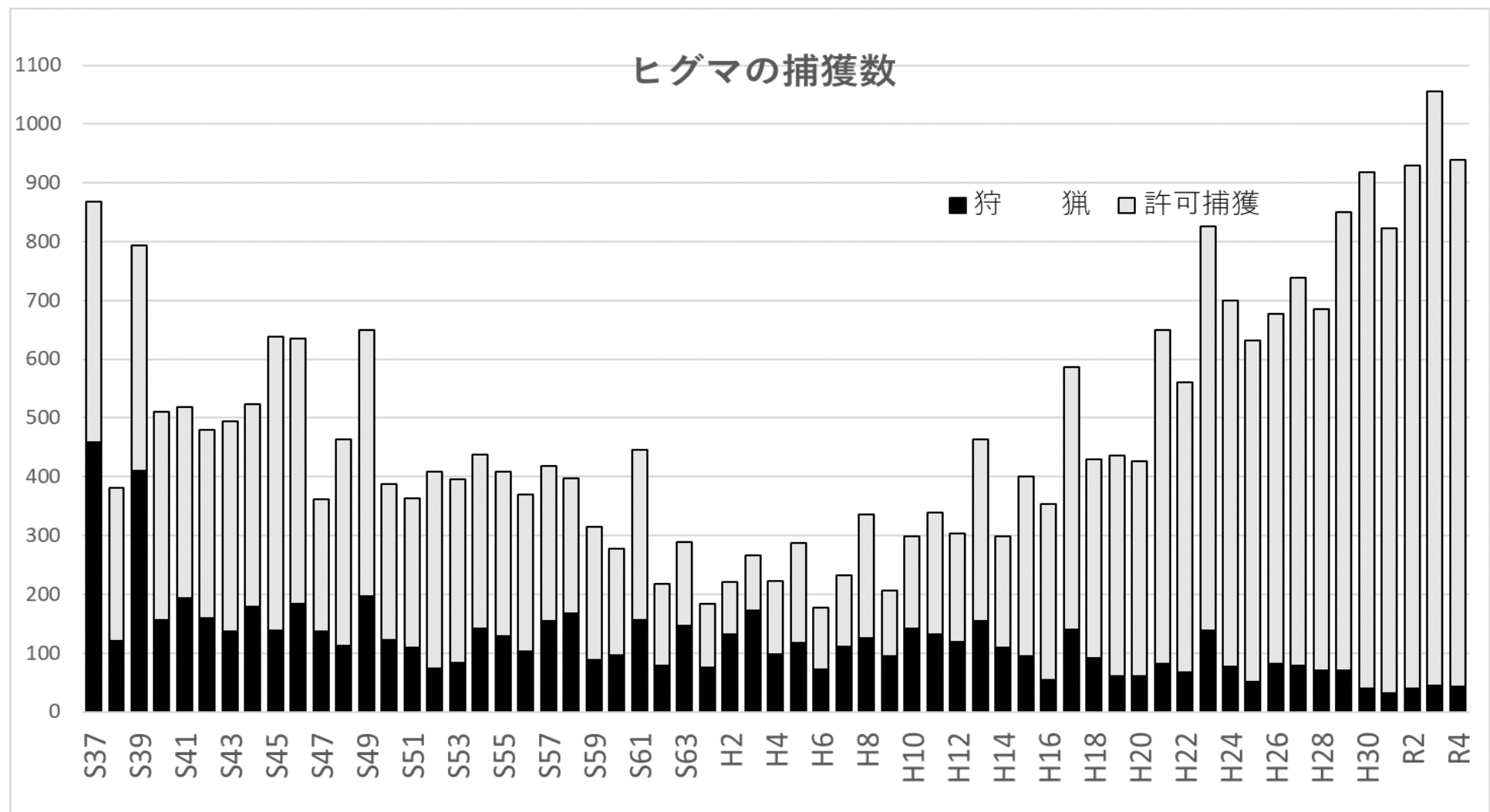
作物別被害額

単位:百万円

作物	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
デントコーン	61	61	49	64	68	77	63	75	78	78	62	49	48	77	97
スイートコーン	15	10	8	6	11	9	14	20	19	20	20	8	15	8	18
ビート	28	22	20	25	36	36	38	17	25	43	29	25	13	22	28
小麦	1	3	1	5	13	8	6	14	11	16	15	10	3	5	7
水稲	2	2	2	2	2	0	2	0	1	0	2	1	1	1	2
その他	18	11	22	33	26	13	14	16	36	33	32	24	13	14	17
合計	124	109	102	134	156	143	134	143	170	190	160	116	93	128	169

作物	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
デントコーン	106	130	139	124	137	130	130
スイートコーン	12	8	16	11	7	7	20
ビート	31	26	30	32	36	43	49
小麦	10	7	10	12	12	15	10
水稲	2	4	4	4	3	9	7
その他	24	23	29	40	54	58	55
合計	185	198	228	223	249	262	271





年 度	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54
狩 猟	458	121	411	157	194	160	137	179	138	184	136	112	196	123	109	74	84	142
(割合)	53%	32%	52%	31%	37%	33%	28%	34%	22%	29%	38%	24%	30%	32%	30%	18%	21%	32%
許可捕獲	410	260	383	354	325	319	357	344	500	451	225	351	453	265	255	335	312	295
計	868	381	794	511	519	479	494	523	638	635	361	463	649	388	364	409	396	437

年 度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
狩 猟	128	103	155	167	89	97	156	78	146	76	132	173	98	118	72	111	126	94
(割合)	31%	28%	37%	42%	28%	35%	35%	36%	51%	41%	60%	65%	44%	41%	41%	48%	38%	46%
許可捕獲	280	267	264	231	226	180	289	139	143	108	89	94	124	169	105	122	210	112
計	408	370	419	398	315	277	445	217	289	184	221	267	222	287	177	233	336	206

年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
狩 猟	141	132	119	154	109	95	55	140	91	61	61	82	68	138	77	51	81	78
(割合)	47%	39%	39%	33%	37%	24%	16%	24%	21%	14%	14%	13%	12%	17%	11%	8%	12%	11%
許可捕獲	158	207	184	310	189	306	299	447	339	375	365	567	493	688	622	581	596	660
計	299	339	303	464	298	401	354	587	430	436	426	649	561	826	699	632	677	738

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
狩 猟	70	70	39	31	39	45	43
(割合)	10%	8%	4%	4%	4%	4%	5%
許可捕獲	615	781	879	791	891	1011	897
計	685	851	918	822	930	1056	940



地域個体群別

【区分別】

地域	区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	割合
①渡島半島	狩 猟	13	9	13	13	29	10	3	2	7	10	11	8	4	2	3	6	4	3	5	3	4	2	6%
	許可捕獲	93	66	80	103	158	76	77	70	144	138	153	96	83	98	101	162	161	198	157	214	183	172	94%
	計	106	75	93	116	187	86	80	72	151	148	164	104	87	100	104	168	165	201	162	217	187	174	
②積丹・恵庭	狩 猟	2	1	1	0	5	0	0	1	0	1	4	1	3	3	2	3	2	4	2	0	2	2	13%
	許可捕獲	7	2	5	7	4	7	0	0	5	3	19	9	17	9	12	10	15	14	23	27	45	32	87%
	計	9	3	6	7	9	7	0	1	5	4	23	10	20	12	14	13	17	18	25	27	47	34	
③天塩・増毛	狩 猟	2	2	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	2	1	1	2	2	1	2	2	8%
	許可捕獲	3	3	1	2	2	7	10	8	10	4	13	5	13	8	10	13	23	20	22	28	34	29	92%
	計	5	5	2	3	2	7	10	8	10	5	14	5	14	9	12	14	24	22	24	29	36	31	
④道東・宗谷	狩 猟	54	50	36	19	66	47	30	41	33	27	57	39	30	41	49	48	48	16	17	27	30	32	12%
	許可捕獲	120	80	111	114	146	137	166	177	273	203	285	323	283	297	371	255	395	457	393	396	462	439	88%
	計	174	130	147	133	212	184	196	218	306	230	342	362	313	338	420	303	443	473	410	423	492	471	
⑤日高・夕張	狩 猟	83	47	44	22	40	34	28	17	42	29	65	29	13	34	22	12	15	14	5	8	7	5	15%
	許可捕獲	87	38	109	73	137	112	122	110	135	145	218	189	185	184	166	175	187	190	196	226	287	225	85%
	計	170	85	153	95	177	146	150	127	177	174	283	218	198	218	188	187	202	204	201	234	294	230	
全道	狩 猟	154	109	95	55	140	91	61	61	82	68	138	77	51	81	78	70	70	39	31	39	45	43	12%
	許可捕獲	310	189	306	299	447	339	375	365	567	493	688	622	581	596	660	615	781	879	791	891	1,011	897	88%
	計	464	298	401	354	587	430	436	426	649	561	826	699	632	677	738	685	851	918	822	930	1,056	940	

【雌雄別】

地域	区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
①渡島半島	オス	57	44	54	78	121	67	55	49	101	95	104	74	64	75	71	115	114	139	102	148	127	123	67%	
	メス	49	31	38	38	66	19	25	23	49	53	58	30	23	23	33	53	51	62	60	68	60	51	33%	
	不明				1						1		2			2						1			
	計	106	75	93	116	187	86	80	72	151	148	164	104	87	100	104	168	165	201	162	217	187	174		
②積丹・恵庭	オス	5	2	5	6	9	4	0	1	5	4	17	9	17	8	11	9	12	8	15	23	34	26	74%	
	メス	4	1	1	1	0	3	0	0	0	0	6	1	3	4	3	4	5	9	10	4	13	8	26%	
	不明																						1		
	計	9	3	6	7	9	7	0	1	5	4	23	10	20	12	14	13	17	18	25	27	47	34		
③天塩・増毛	オス	4	5	2	2	2	6	7	5	8	4	12	5	10	7	10	8	17	19	19	24	24	23	77%	
	メス	1	0	0	1	0	1	3	3	2	1	2	1	4	2	2	6	7	3	5	5	12	6	23%	
	不明																						2		
	計	5	5	2	3	2	7	10	8	10	5	14	6	14	9	12	14	24	22	24	29	36	31		
④道東・宗谷	オス	98	91	103	98	143	122	132	147	210	161	223	205	216	226	269	216	301	313	283	289	337	328	67%	
	メス	75	39	44	35	67	62	63	69	91	69	117	157	95	111	145	84	142	158	126	134	152	139	33%	
	不明	1	0	0	0	2	0	1	2	5	0	2	0	2	1	6	3	0	2	1	0	3	4		
	計	174	130	147	133	212	184	196	218	306	230	342	362	313	338	420	303	443	473	410	423	492	471		
⑤日高・夕張	オス	102	57	106	68	113	102	104	90	119	111	154	135	120	134	116	113	135	141	132	152	195	160	65%	
	メス	66	26	45	27	60	44	46	37	58	60	123	82	76	81	71	73	65	63	69	82	98	70	35%	
	不明	2	2	2		4						3	6		2	3	1	1	2				1		
	計	170	85	153	95	177	146	150	127	177	174	283	217	198	218	188	187	202	204	201	234	294	230		
全道	オス	266	199	270	252	388	301	298	292	443	375	510	428	427	450	477	461	579	620	551	636	717	660	67%	
	メス	195	97	128	102	193	129	137	132	200	183	306	271	201	221	254	220	270	295	270	293	335	274	33%	
		3	2	3	0	6	0	1	2	6	3	10	0	4	6	7	4	2	3	1	1	4	6		
	計	464	298	401	354	587	430	436	426	649	561	826	699	632	677	738	685	851	918	822	930	1,056	940		

【許可捕獲の猟法別】

地域	区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
①渡島半島	銃	54	24	26	35	64	30	20	31	57	56	50	44	38	50	49	79	76	98	83	122	92	98	46%
	わな	39	42	54	68	94	46	57	39	87	82	103	52	45	48	52	83	85	100	74	92	91	74	54%
	計	93	66	80	103	158	76	77	70	144	138	153	96	83	98	101	162	161	198	157	214	183	172	
②積丹・恵庭	銃	5	0	4	3	0	1	0	0	1	1	6	5	13	1	4	4	6	6	9	4	10	11	35%
	わな	2	2	1	4	4	6	0	0	4	2	13	4	4	8	8	6	9	8	14	23	35	21	65%
	計	7	2	5	7	4	7	0	0	5	3	19	9	17	9	12	10	15	14	23	27	45	32	
③天塩・増毛	銃	2	3	1	2	2	7	5	1	3	4	3	1	9	1	4	7	7	11	11	7	8	8	40%
	わな	1	0	0	0	0	0	5	7	7	0	10	4	4	7	6	6	16	9	11	21	26	21	60%
	計	3	3	1	2	2	7	10	8	10	4	13	5	13	8	10	13	23	20	22	28	34	29	
④道東・宗谷	銃	87	43	63	67	85	76	92	85	126	116	141	188	149	172	224	165	226	267	227	220	263	241	56%
	わな	33	37	48	47	61	61	74	92	147	87	205	135	134	125	147	90	169	190	166	176	199	198	45%
	計	120	80	111	114	146	137	166	177	273	203	285	323	283	297	371	255	395	457	393	396	462	439	
⑤日高・夕張	銃	41	14	48	33	65	44	35	46	60	62	72	79	88	89	71	102	93	98	111	116	155	89	46%
	わな	46	24	61	40	72	68	87	64	75	83	146	110	97	95	95	73	94	92	85	110	132	136	54%
	計	87	38	109	73	137	112	122	110	135	145	218	189	185	184	166	175	187	190	196	226	287	225	
全道	銃	189	84	142	140	216	158	152	163	247	239	272	317	297	313	352	357	408	480	441	469	528	447	50%
	わな	121	105	164	159	231	181	223	202	320	254	477	305	284	283	308	258	373	399	350	422	483	450	50%
	計	310	189	306	299	447	339	375	365	567	493	688	622	581	596	660	615	781	879	791	891	1,011	897	

# ヒグマ出没時の有害性判断フロー

資料5

**市街地等出没時  
緊急対応判断※**

※市街地等出没時に通常ルートでの判断が困難な場合に使用すること。使用後は報告義務が生じます。

**ヒグマに関する  
問題の発生**

初期情報の収集と確認  
現地調査

**有害性判断  
(通常ルート)**

市街地、集落、  
人家稠密地域  
もしくはその周辺  
部に該当するか。

はい

いいえ

直ちに出没による重大  
な被害又はそのおそれ  
や社会的影響がある。

はい

いいえ

はい

人間を攻撃した  
母グマによる仔グマの防衛行動は除外

いいえ

はい

人につきまとい、離れない

いいえ

はい

食べ物をねだる

いいえ

はい

農作物・家畜等を食害した

いいえ

はい

生ゴミ・廃棄物につく

いいえ

はい

人前にたびたび姿を見せる

いいえ

はい

人間を見ても逃げない

いいえ

はい

人の活動地域、農地に頻繁に出没する

いいえ

**緊急対応型  
問題個体**

**段階3  
(問題個体)**  
人間に積極的につきまとう  
人間を攻撃する

**段階2  
(問題個体)**  
農作物への被害など  
人間活動に実害を及ぼす

**段階1  
(問題個体)**  
人間を恐れず避けない

**段階0  
(非問題個体)**  
人間を恐れて避ける

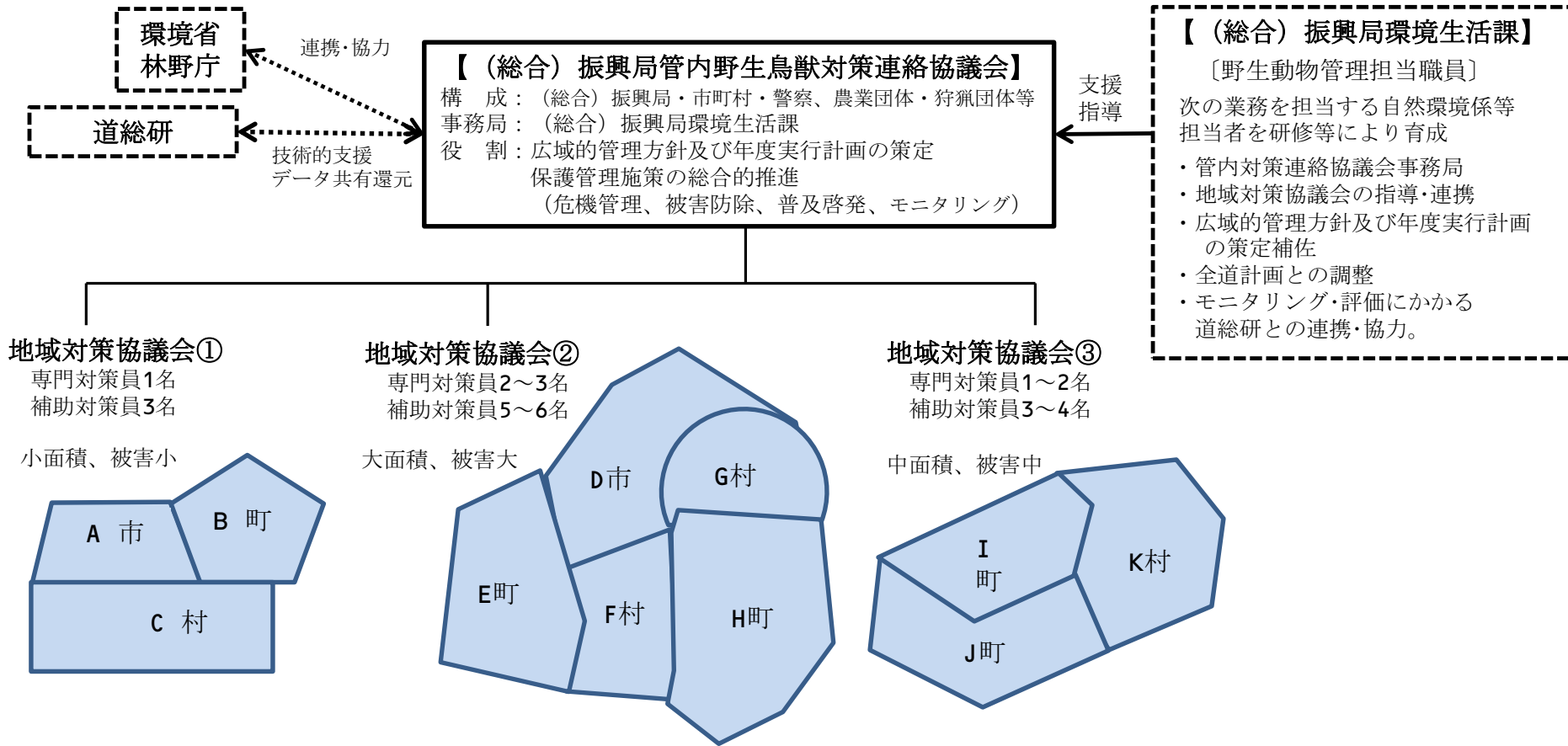
段階に応じた対応方針に基づく対策

〔判断した段階に応じた対応方針〕

有害性判断	出没場所に応じた対応方針		
	市街地、集落、人家稠密地域も しくはその周辺部	農耕地	森林地帯
共通事項	○対応 出没、被害発生地域の区分 出没個体及び出没状況の情報収集（必要に応じて現地調査） 出没情報及び被害防止のための注意事項等の住民周知		
段階0 非問題個体	■行動形態：人間を恐れて避ける		
	○対応 ・経過観察 ・必要に応じ、関係機関への情報提供、人身被害防止措置、農業被害防止措置等 ※出没が継続する場合は「有害性判断フロー」に戻る		
段階1 問題個体	■行動形態：人間を恐れず避けない ・人家付近、農地に頻繁に出没する ・人間を見ても逃げない ・人前にたびたび姿を見せる		
	○対応 ・必要に応じ、人身被害防止措置、農業被害防止措置、追い払い等の対策の実施 ・出没が継続し、地域の生活や産業活動に支障のある場合は排除 ・対策を講じても出没が継続する場合は排除	○対応 ・必要に応じ、人身被害防止措置及び追い払いの実施 ・出没が継続し、産業活動（山林作業等）に支障のある場合は排除	
段階2 問題個体	■行動形態：農作物への被害など人間活動に実害を及ぼす ・生ごみ・廃棄物等につく ・農作物・家畜等を食害、破損した		
	○対応 ・必要に応じ、人身被害防止措置、農業被害防止措置、追い払い等の対策の実施 ・対象個体の確実な排除	○対応 ・必要に応じ、人身被害防止措置の実施 ・必要に応じ、入林規制措置 ・対象個体の確実な排除	
段階3 問題個体	■行動形態：人身（攻撃、つきまとい等）、生活への影響		
	○対応 ・人身被害防止措置の実施 ・地域の実情を踏まえた上で、可能な程度で追い払い等も検討。 ・（さらに）出没が繰り返され、地域住民の生命・財産、平穏な日常生活に支障が生じた、もしくは生じる恐れがあると判断した時点で対象個体の確実な排除	○対応 ・人身被害防止措置の実施 ・対象個体の確実な排除	○対応 ・人身被害防止措置の実施 ・入林規制措置 ・対象個体の排除 （※レジャー中の偶発的の事故など、積極的な攻撃性が認められない場合などはこの限りではない）
緊急対応型 問題個体	○対応 段階3と同様 ※対応後に詳細報告義務あり		

	人身被害防止措置	農業被害防止措置
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>見回り</li> <li>警察機関への連絡</li> <li>地域住民、事業者、入林者等への周知（情報周知のための看板設置等）</li> <li>誘引物の除去</li> <li>状況に応じて対策本部等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見回り</li> <li>誘引物の除去（農業系廃棄物の撤去、農作物の早期収穫等を含む）</li> <li>電気柵の設置</li> <li>敷地境界の草刈り</li> </ul>

## 地域における危機管理体制の目指すべき姿（概念図）

**【地域対策協議会】**

※ヒグマ生息状況及び社会的環境に基づく地域単位（複数市町村）に設置

構成：市町村、警察、農業団体、狩猟団体等

専門員：専門対策員、補助対策員

運営費：市町村支出金、特措法交付金等

役割：地域野生鳥獣管理方針の策定

地域の総合的ヒグマ対策の実行

危機管理、被害防除、野生鳥獣個体数管理

野生鳥獣等に関するモニタリング

希少野生生物の保護 など

その他：NPO法人化による人員雇用の可能性を検討

猟友会の状況により捕獲事業主体への移行を検討

**【専門対策員】**

- 野生動物対策を指導し、地域の猟友会などと連携して現場業務にあたる者
- 野生動物管理学・生態学の専門的教育を受けた者
- 銃器・ワナなど野生動物に対応する技術の訓練を受けた者
- 地域社会の中で受け入れられる社会常識を身に付け、コーディネーターとしての訓練を受け、地域社会の抱えるさまざまな問題解決に対する熱意を有する者

**【補助対策員】**

- ヒグマをはじめとする野生鳥獣捕獲に関する高度な技術と経験を有する者

# 年代別狩猟免許所持者数の推移

資料7

